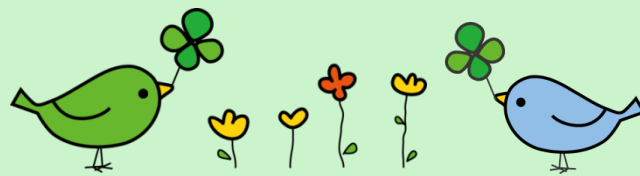


みんなでいのち支える呉プラン (第2次呉市自殺対策計画)



令和6年〇月

呉市



目次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識・・・・・・ 2
- 5 SDGs の達成を意識した取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 呉市の現状と課題

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 市民アンケートの結果からみた現状・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 第1次計画の振り返りと今後の課題・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 いのち支える自殺対策の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 具体的な自殺対策の取組

- 1 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第5章 計画の推進と評価

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 PDCA サイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第 1 章 計画策定の概要

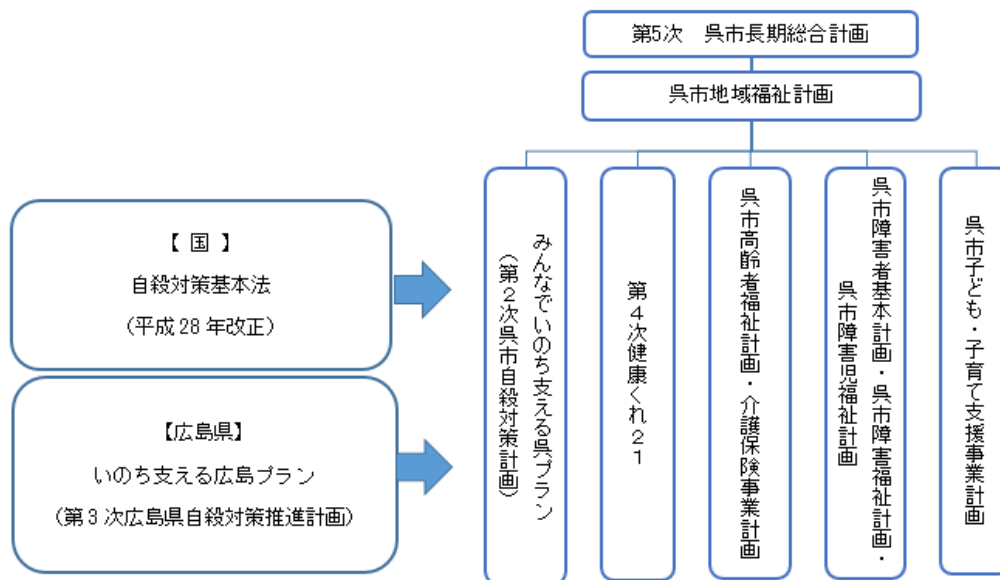
1 計画の趣旨

我が国の自殺者数は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が施行された平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男女とも減少しており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられますが、依然として自殺者数は毎年 2 万人を超える水準で推移しています。国は、平成 28 年に「自殺対策基本法」の一部を改正して、都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定を義務付けました。さらに、令和 4 年には国が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。

本市では、『皆が助け合い、誰も自殺に追い込まれることのないまち「くれ」』を基本理念とした「みんなでのち支える呉プラン（呉市自殺対策計画）」を令和元年度に策定し、自殺対策を推進してきました。令和 5 年度で計画期間が満了することから、令和 6 年度以降の自殺対策を総合的に推進する「第 2 次呉市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国の定める「自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月閣議決定）」等の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画として策定します。また、「第 5 次呉市長期総合計画」を基とし、「第 4 次健康くれ 21」や、自殺対策に関連する他の計画との整合性を図ることとします。



3 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度まで

ただし、国・県の動向や自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺総合対策大綱において、次の四つが自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として示されています。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しているなど、正常な判断を行うことができない状態となっています。

このように、自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死ということがいえます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

近年、全国的には、自殺対策基本法が施行された、平成18年と令和元年を比較すると、自殺死亡率は着実に低下しましたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっています。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数は依然として2万人を超えており、かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれています。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されています。自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

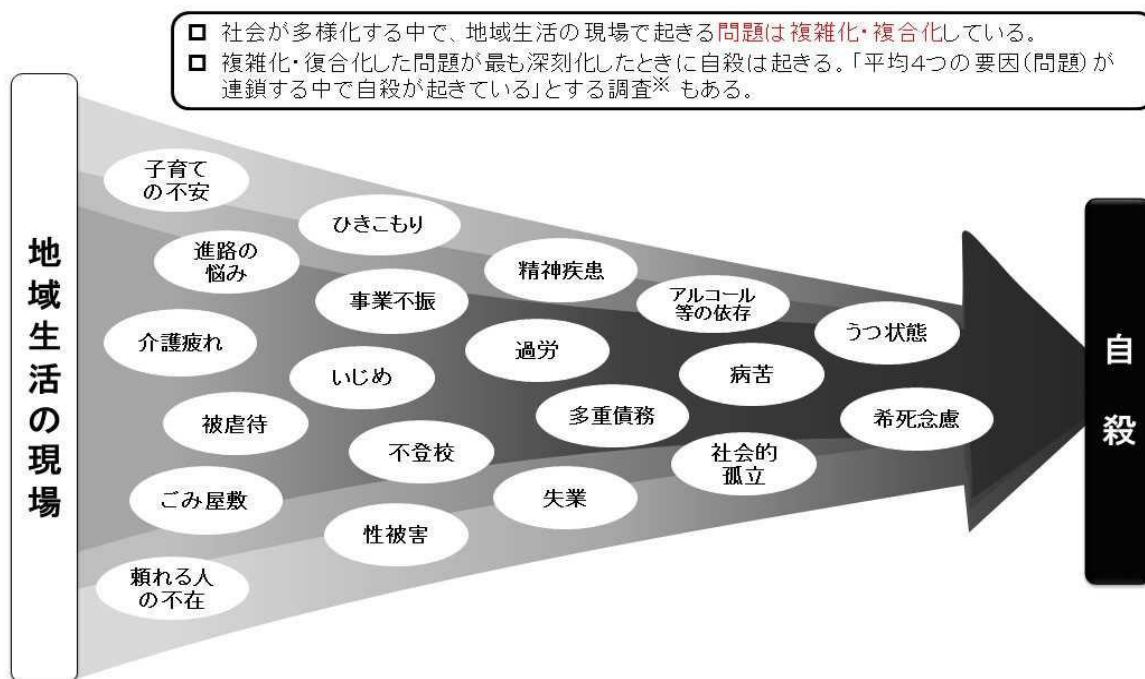
自殺対策において目指すことは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれています。つまり、自殺対策は社会づくり、地域づくりとして推進すべきものとされています。

そのため、国は各地方公共団体の地域自殺対策計画策定を支援するため、地方公共団体を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた情報を提供するとともに、各地方公共団体が実施した事業の成果等を分析し、当該分析結果を踏まえ、施策の改善を図り、各地方公共団体に還元することとしています。

このように、自殺総合対策とは、国と地方公共団体等が協力し、全国的なPDCAサイクル*を通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組です。

*PDCAサイクルとは、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

【参考】自殺の危機要因のイメージ図



『自殺実態白書2013 (NPO法人ライフリンク)』

【出典】厚生労働省資料

5 SDGs の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）は、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

「第 2 次呉市自殺対策計画」と特に関連する SDGs の目標は以下のとおりです。「第 2 次呉市自殺対策計画」に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGs を達成する上でも重要といえます。

	貧困	【目標 1】貧困をなくそう
	飢餓	【目標 2】飢餓をゼロに
	保健	【目標 3】すべての人に健康と福祉を
	教育	【目標 4】質の高い教育をみんなに
	ジェンダー	【目標 5】ジェンダー平等を実現しよう
	成長・雇用	【目標 8】働きがいも経済成長も
	不平等	【目標 10】人や国の不平等をなくそう
	平和	【目標 16】平和と公正をすべての人に
	実施手段	【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 呉市の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 主要死因別死亡者数（R3年呉市）

本市の人口動態統計による死亡者の原因では、自殺は第12位となっています。

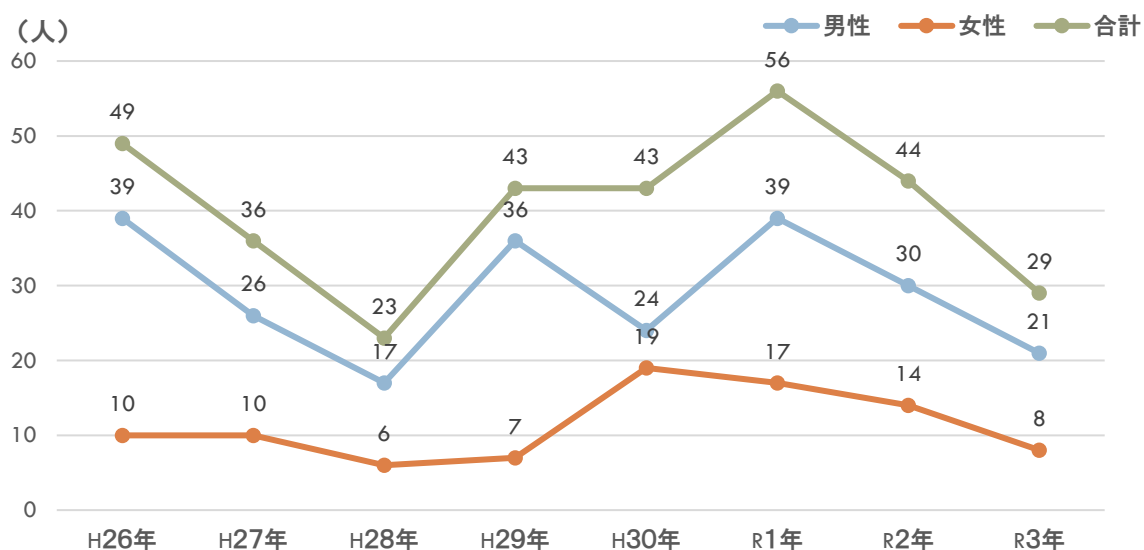
順位	区分	人数(人)	割合(%)	平成29年の割合と順位	
				割合(%)	順位
1	悪性新生物	798	24.2	25.5	1
2	心疾患	568	17.2	15.8	2
3	老衰	325	9.9	7.5	5
4	脳血管疾患	222	6.7	8.7	3
5	肺炎	172	5.2	8.1	4
6	不慮の事故	85	2.6	3.4	6
7	腎不全	68	2.1	2.4	7
8	慢性閉塞性肺疾患	49	1.5	1.3	9
9	大動脈瘤及び解離	45	1.4	1.3	9
10	肝疾患	41	1.2	0.8	11
11	糖尿病	36	1.1	0.6	13
12	自殺	31	0.9	1.4	8
	その他	858	26.0	23.2	
	合計	3,298	100.0	100.0	

出典：広島県令和3年人口動態統計年報第50号

広島県平成29年人口動態統計年報第46号

(2) 男女別自殺者数の年次推移(呉市)

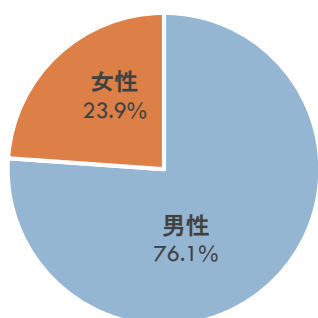
男女別自殺者数は、平成28年までは男女ともに減少傾向でしたが、平成29年以降増加傾向に転じ、男女合計自殺者数は令和元年をピークに減少しています。



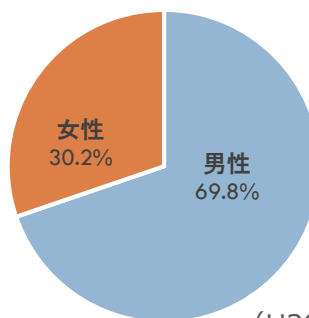
出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022年更新版」

(3) 自殺者の男女別割合

男女別割合では、男性の割合が約70%となっていますが、平成29年までの5年間に比べて令和3年までの5年間のほうが女性の割合が増加しています。



(H25～29年合計)



(H29～R3年合計)

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022年更新版」

《厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い》

この計画のデータについては、国の機関であるいのち支える自殺対策推進センターが分析を行った「地域自殺実態プロフィール」と厚生労働省の「人口動態統計」を記載しています。なお、地域自殺実態プロフィールは、警察庁から提供を受けた「自殺統計」データに基づき厚生労働省自殺対策室が作成した「地域における自殺の基礎資料」のほか、「警察庁自殺統計原票データ」等を用いて作成されています。

○調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本国内に在住する日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本国内に在住する外国人も含む。）を対象としている。

○調査時点の差異

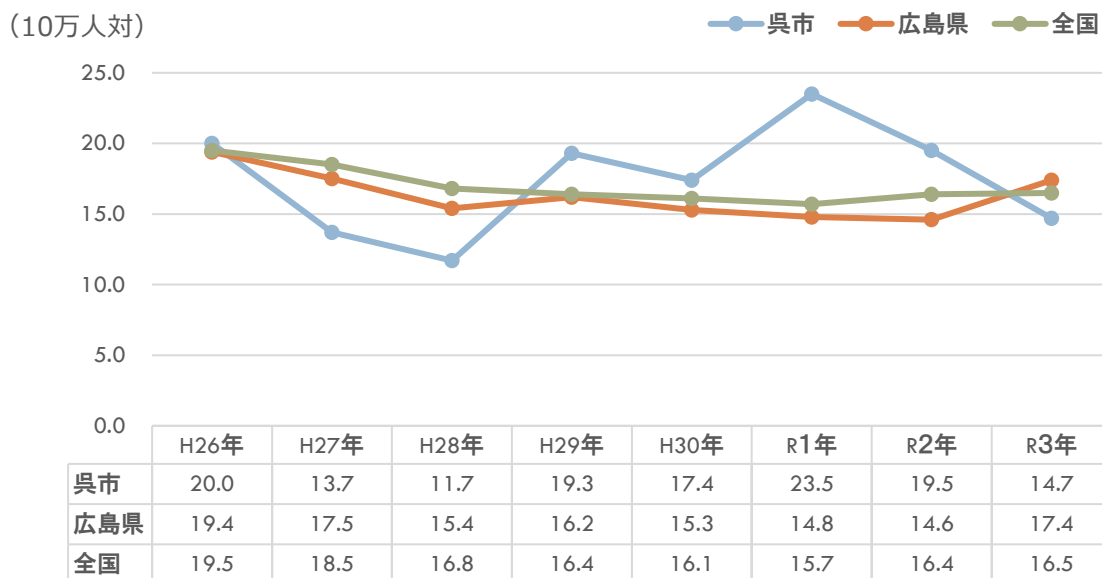
厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上している。警察庁の自殺統計は、住居地を基とした自殺日又は発見地を基に自殺した発見時点で計上している。

○事務手続上（訂正報告）の誤差

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判断した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

(4) 自殺死亡率の推移

平成26年以降、国・県の自殺死亡率はいずれも減少傾向にあり、数値的には大きな差異はない状況です。本市の自殺死亡率は、平成29年から増加に転じ、令和元年をピークに令和2年・3年と減少しています。全国や広島県と比較すると、増減の変動幅が大きくなっています。

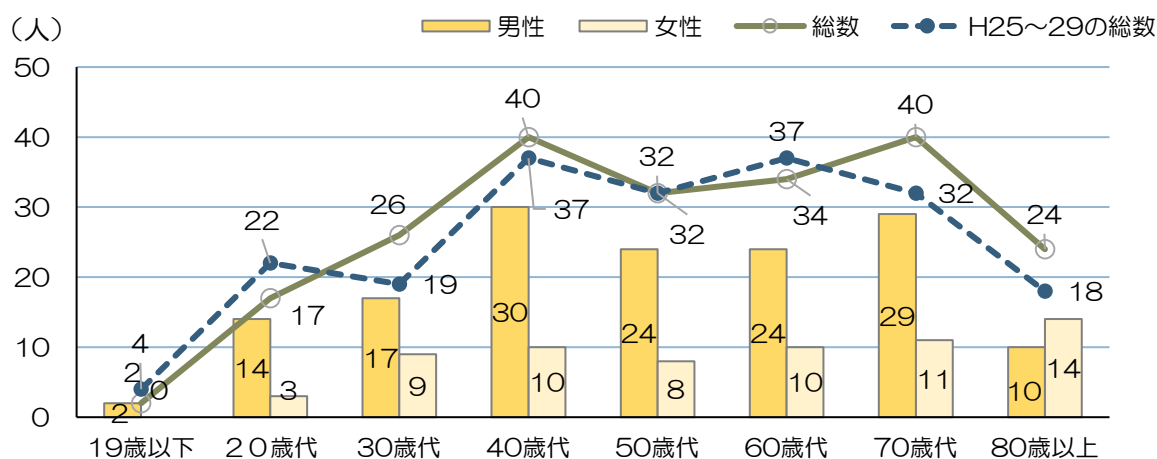


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

* 自殺死亡率とは、人口10万当たりの自殺者数を言う。

(5) 男女別・年代別自殺者数（H29～R3呉市合計）

男女別・年代別での男性の自殺者数は、40歳代が最も多く、続いて70歳代、50歳代と60歳代が同数となっています。女性の自殺者数は、80歳代のみ男性よりも女性の自殺者数が多くなっています。第1次計画策定時と比較すると、30歳代、40歳代、70歳代、80歳代で増加しています。



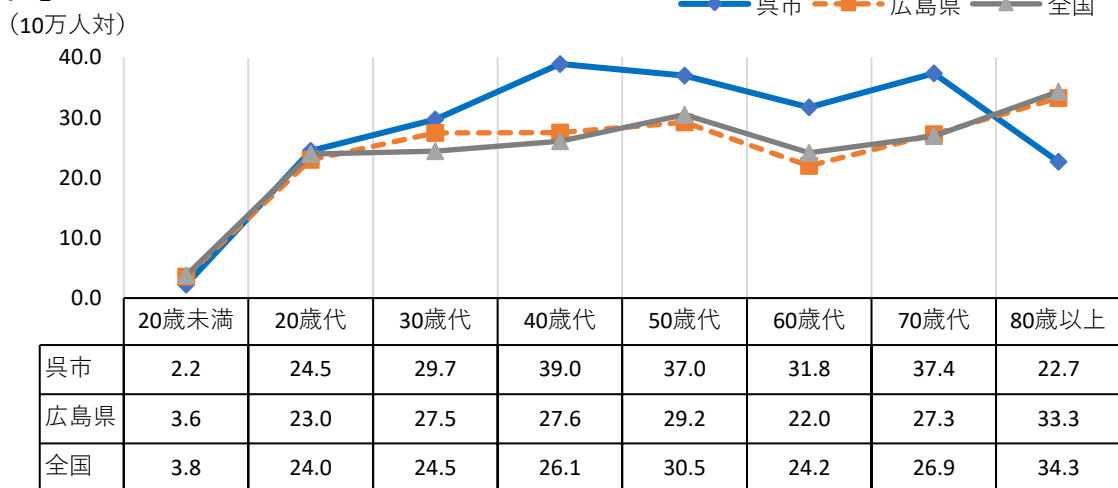
出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2018」

(6) 男女別・年代別自殺死亡率（H29～R3 合計）

自殺死亡率は、男性では20歳代から70歳代まで全国や県より高くなっています。女性では30歳代、40歳代、60歳代、80歳以上で全国・県に比べ、高くなっています。

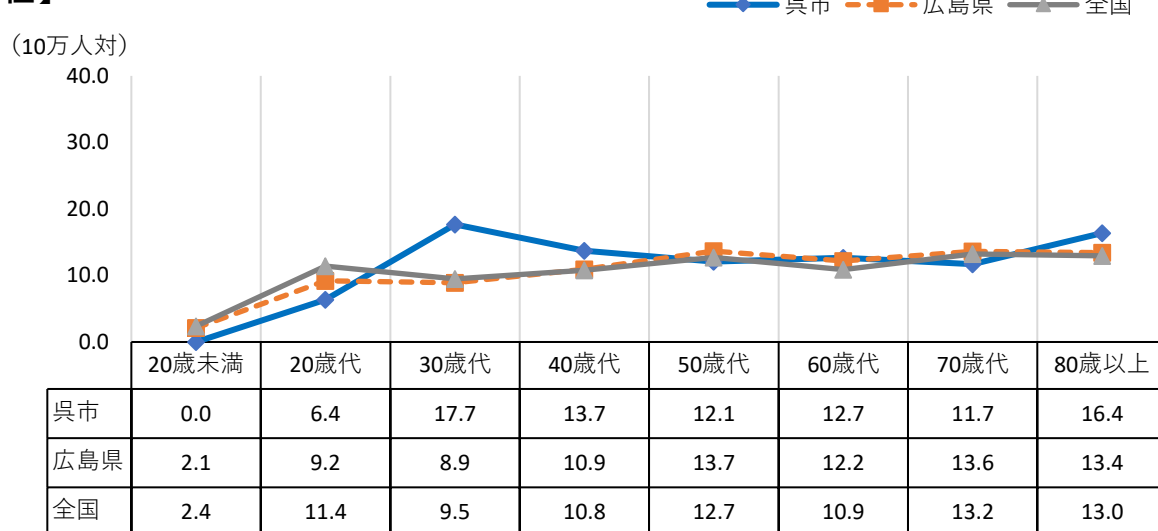
【男性】



(H25～H29 合計)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
呉市	3.1	28.3	13.8	41.2	39.8	34.4	32.2	30.4
広島県	3.4	26.7	29.1	30.6	36.1	32.9	31.3	37.5
全国	3.3	26.2	26.7	30.9	36.8	30.5	33.0	40.5

【女性】



(H25～H29 合計)

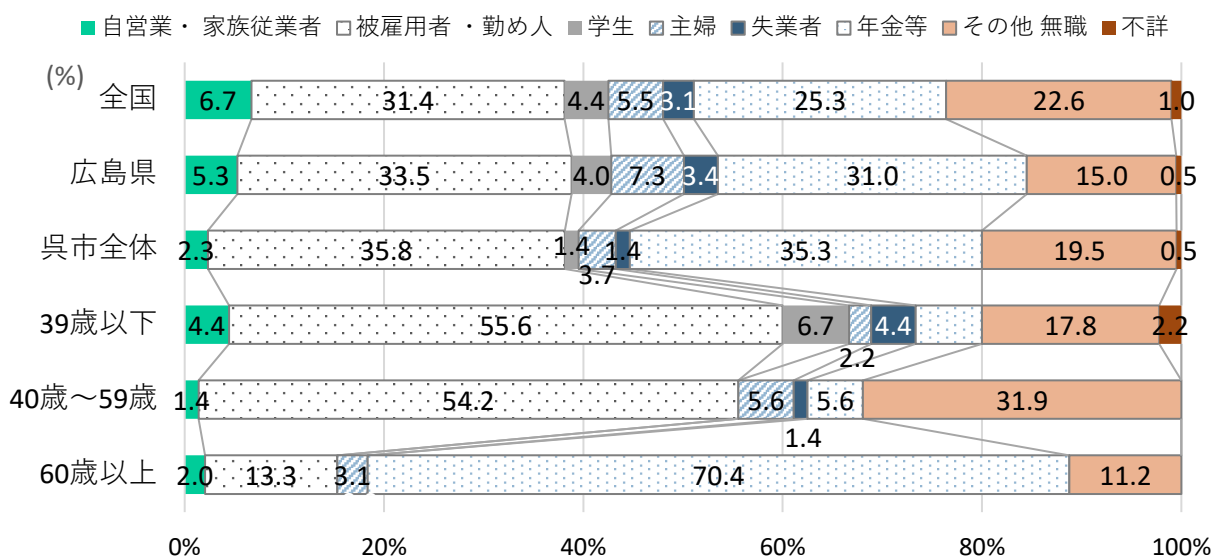
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
呉市	1.1	9.7	16.5	6.7	9.0	6.3	10.2	7.5
広島県	1.0	8.6	10.7	12.2	14.1	13.2	16.4	15.9
全国	1.5	10.2	10.6	12.0	13.8	13.4	16.4	16.7

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2018」

(7) 職業別・年代別自殺者の割合（H29～R3合計）

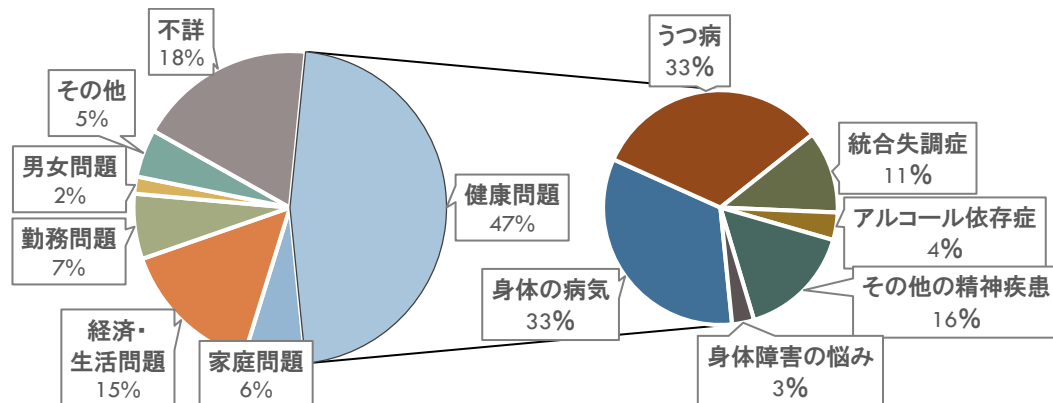
自殺者の職業別割合は、「被雇用者・勤め人」「年金等」が全国・広島県と比較して高くなっています。また、本市の職業別・年代別自殺者の割合では、39歳以下は「被雇用者・勤め人」が最も高く、続いて「学生」、次に「自営業・家族従事者」と「失業者」が同率となっています。40歳～59歳では「被雇用者・勤め人」が最も高く、続いて「主婦」と「年金等」が同率になっています。60歳以上では「年金等」が最も高く、続いて「被雇用者・勤め人」の順になっています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022 年更新版」

(8) 自殺の原因・動機（H29～R3呉市合計）

自殺の原因・動機は、「健康問題」の占める割合が最も高く、続いて「経済・生活問題」，「勤務問題」，「家庭問題」となっています。また、健康問題の中では、「うつ病」と「身体の病気」の割合が高くなっています。

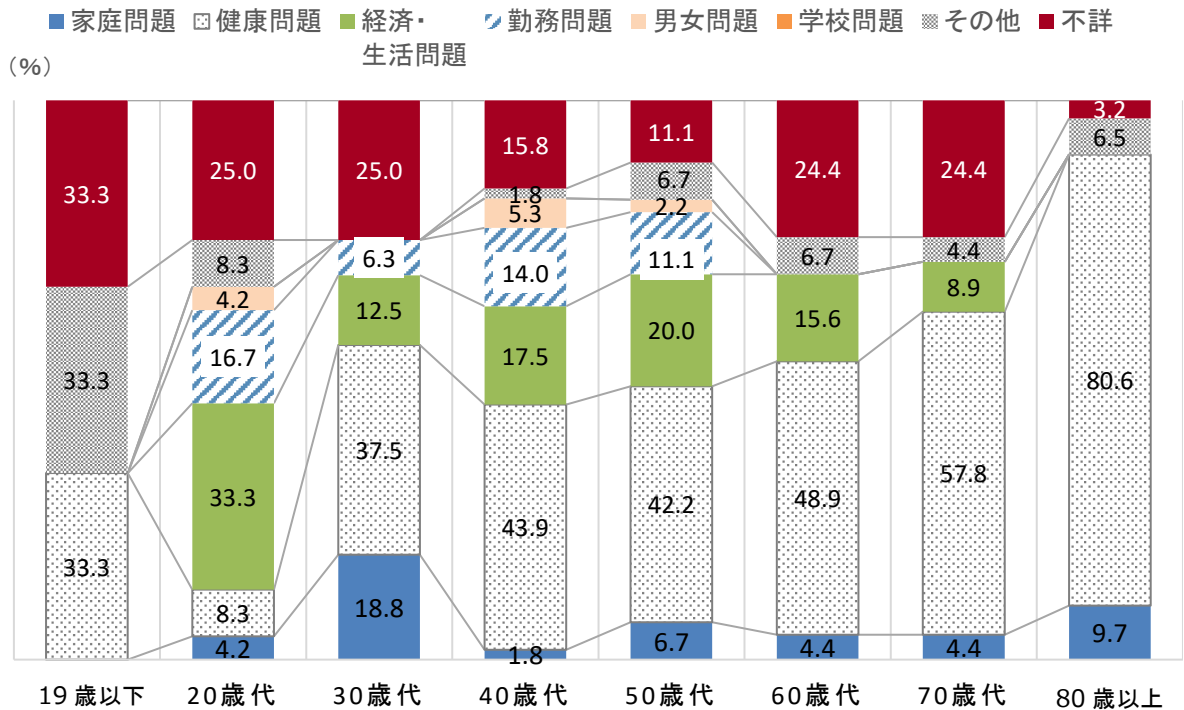


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022 年更新版」（特別集計）

※自殺に至る原因・動機は様々であり、また、単独の原因ではなく複合的な原因及び背景を有していることも多いため、原因・動機を一律に特定することは困難です。
 ※ここでは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について集計しています。

(9) 年代別自殺の原因・動機（H29～R3呉市合計）

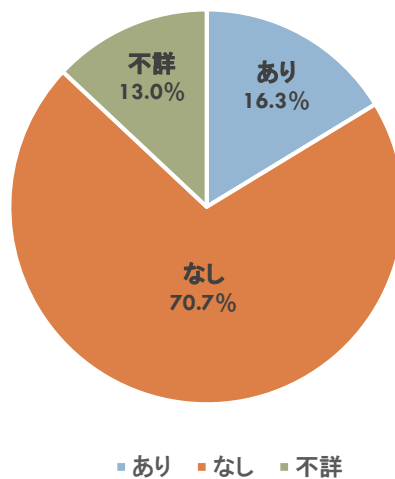
20歳代を除く全年代で健康問題が大きな割合を占め、20歳代から60歳代までで経済・生活問題も大きな割合を占めています。また、20歳代では勤務問題が、30歳代では家庭問題の割合も高い傾向となっています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022年更新版」（特別集計）

(10) 自殺者における未遂歴の有無（H29～R3呉市合計）

自殺者のうち、未遂歴のある人が16.3%となっています。

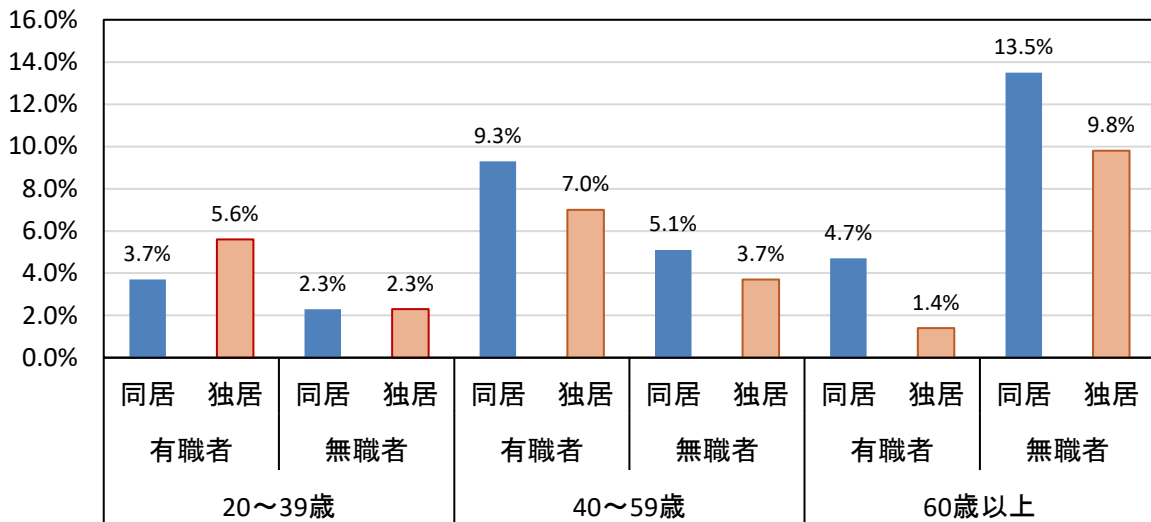


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022年更新版」

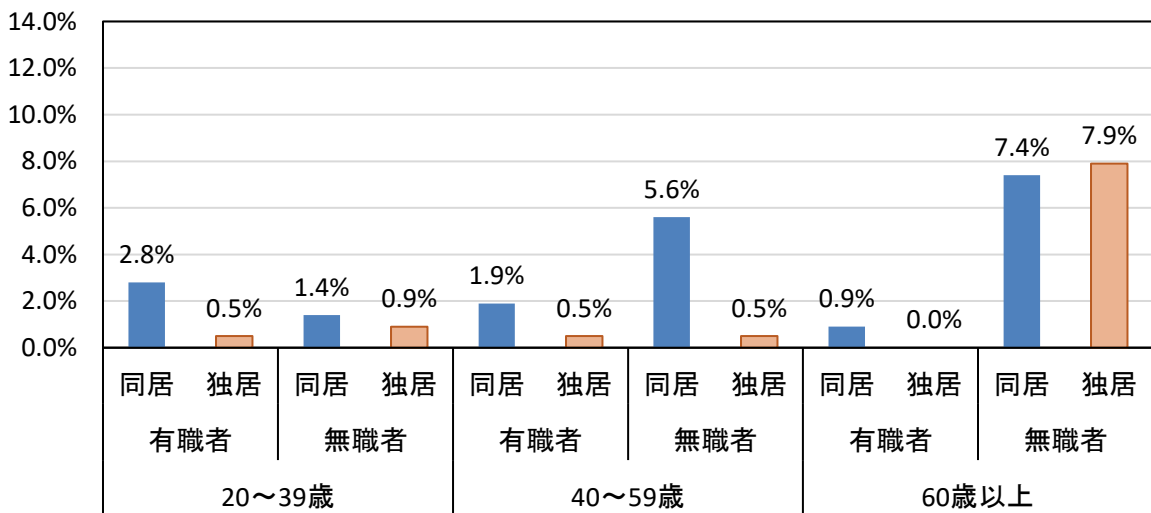
(11) 男女別・年代別，職業・同居の有無（H29～R3呉市合計）

自殺者数の合計に対する割合として，男性は60歳以上の「無職者・同居」による自殺者が最も高く，続いて，60歳以上の「無職者・独居」，女性の中では，60歳以上の「無職者・独居」が最も高くなっています。

【男性】



【女性】



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022年更新版」（特別集計）

(12) 呉市の主な自殺の特徴

本市の地域自殺実態プロフィールによる分析の結果、H29～R3年の自殺者数の合計215人（男性150人、女性65人）のうち、男性60歳以上の無職で同居の割合が13.5%で最も高くなっています。また、その背景にある主な自殺の危機経路として「失業」、「生活苦」などが挙げられています。また、女性の割合が増加しており、4位と5位は女性となっています。

H29～R3 合計

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	29	13.5%	30.7	失業(退職)+生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	21	9.8%	96.9	失業(退職)→死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性40～59歳有職同居	20	9.3%	20.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職独居	17	7.9%	29.5	死別・離別+身体疾患→病苦うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	16	7.4%	11.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にのち支える自殺対策推進センターが推計したものである。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定した。なお、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意する。

出典：のち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022年更新版」(特別集計)

H25～H29 合計

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職独居	26	12.9%	126.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	24	11.9%	23.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性40～59歳有職同居	24	11.9%	23.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳無職独居	15	7.5%	490.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳有職独居	13	6.5%	72.1	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

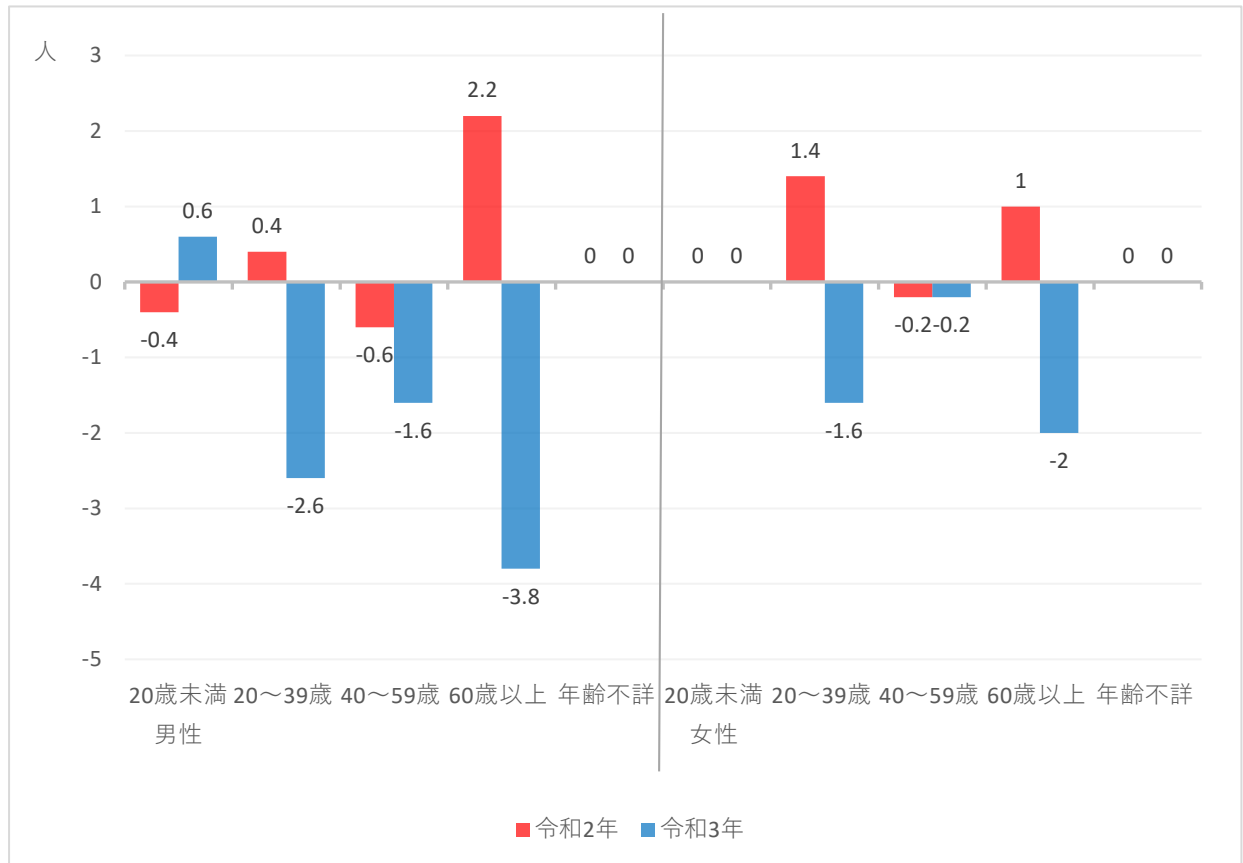
*自殺死亡率の母数(人口)は、平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターが推計したものである。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした(それぞれの背景にあり得る代表的な自殺の危機経路を記載)。

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2018」(特別集計)

(13) コロナ禍での影響

令和2年及び令和3年の男女別・年齢階級別の自殺者数について、新型コロナウイルス感染症拡大前5年間（平成27年から令和元年まで）の自殺者数の平均との差を確認したところ、2年間を通しての明らかな増加はありませんでした。



2 市民アンケートの結果からみた現状

(1) 呉市健康づくり・生活習慣に関するアンケート調査

調査期間：令和4年11月

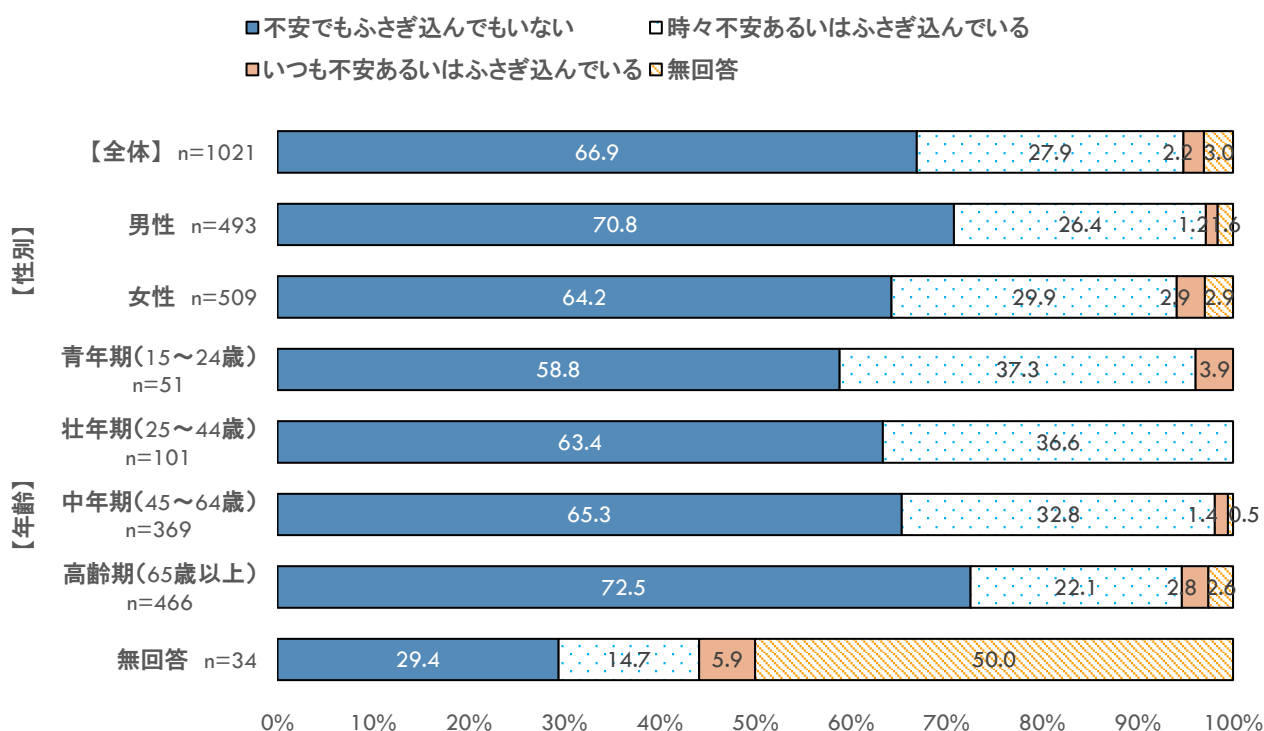
調査対象者：15歳以上の市民 2,000人(無作為抽出)

調査方法：自己記入法（郵送配布・回収）

回収率：51.15%

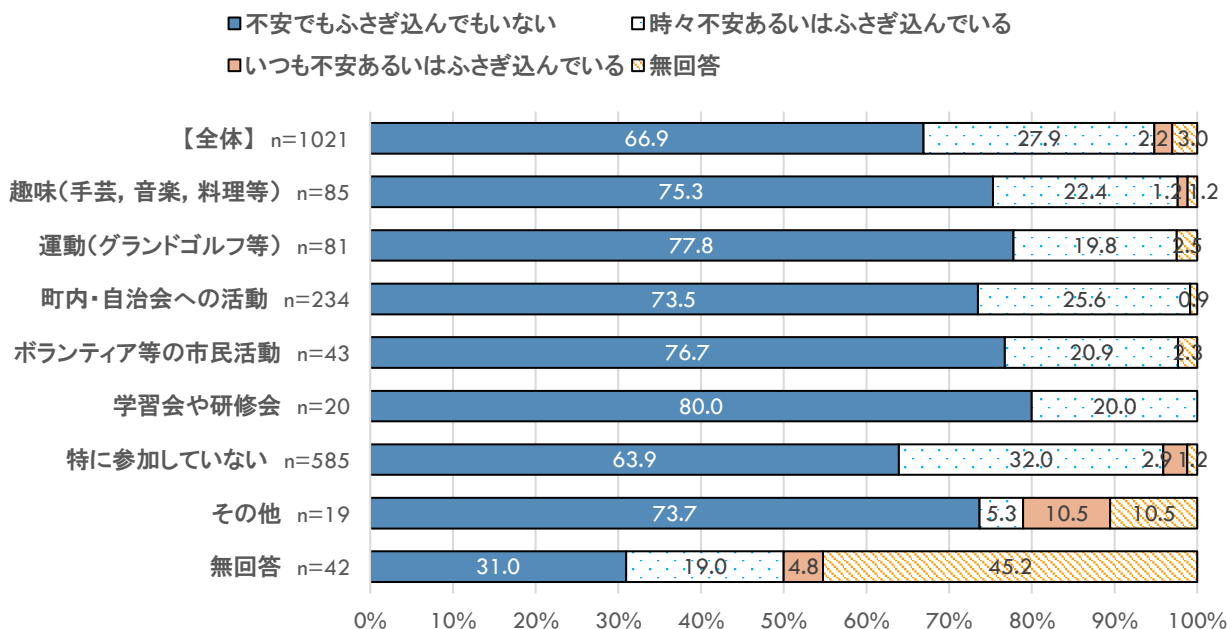
ア 不安・ふさぎ込み

「時々不安あるいはふさぎ込んでいる」と「いつも不安あるいはふさぎ込んでいる」と回答した人の割合が、どのライフステージでも3割程度となっています。また、年齢層が下がるほど割合が高くなる傾向があります。



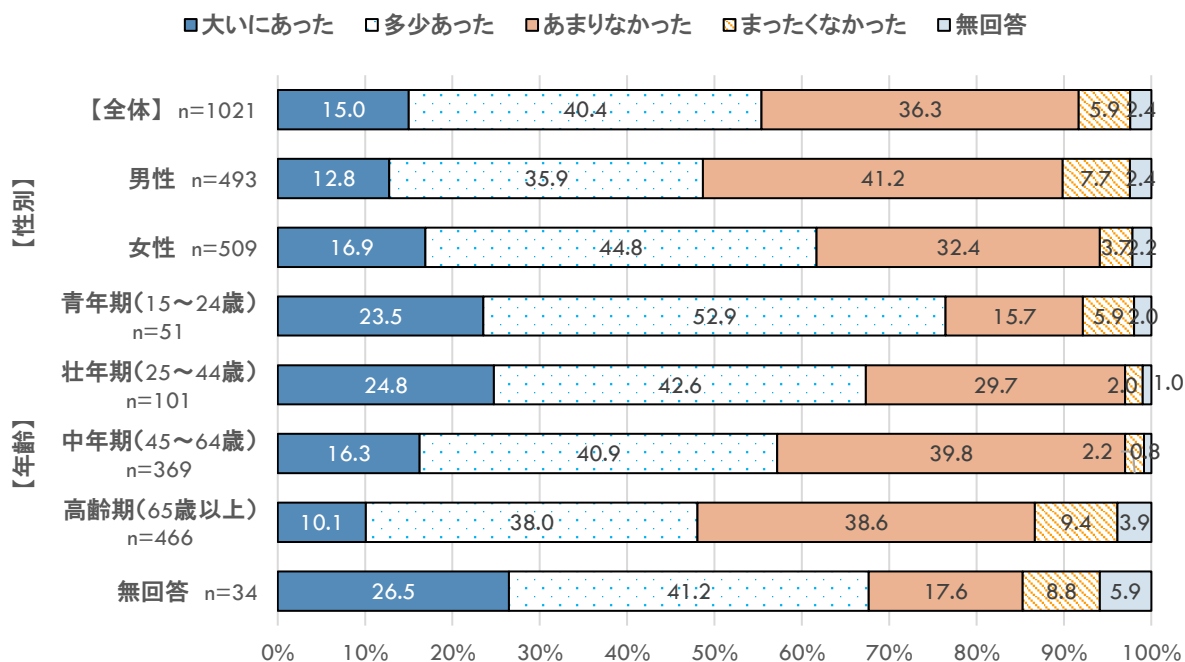
イ 地域活動－不安・ふさぎこみ

何らかの地域活動に参加している人は「不安でもふさぎこんでもいない」と回答する割合が高くなっています。一方、「特に参加していない」と回答した人は「時々不安あるいはふさぎ込んでいる」と「いつも不安あるいはふさぎ込んでいる」と回答する割合が最も高くなっています。



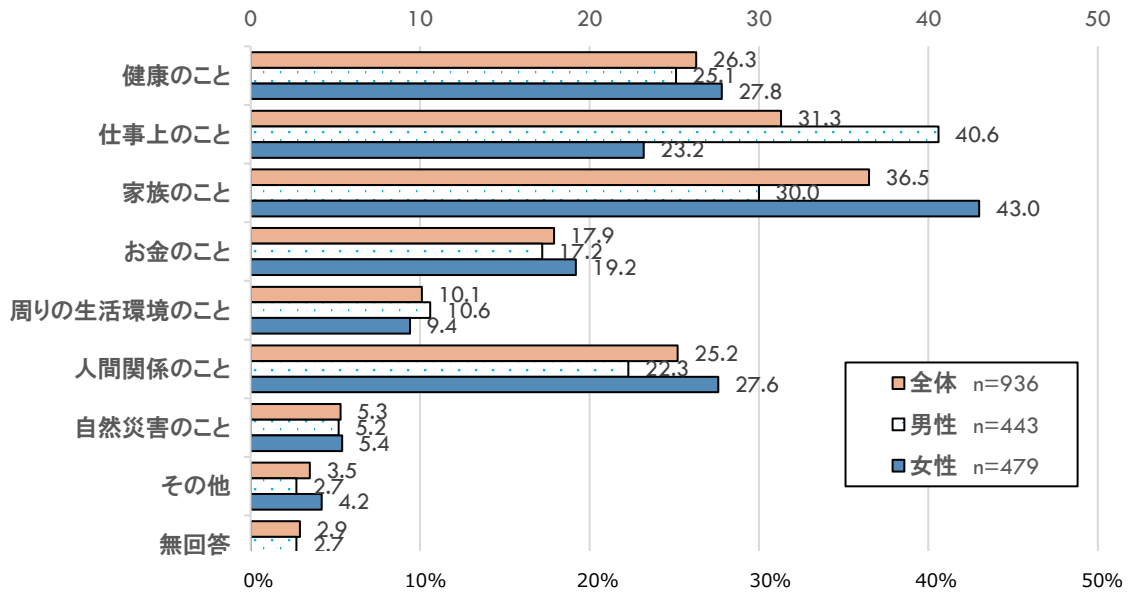
ウ 最近のストレスの状態

最近のストレスの状態について、「大いにあった」と「多少あった」と回答した人を合わせると55.4%となっています。男女別では、女性が61.7%と男性より高くなっています。ライフステージ別では、青年期（15～24歳）が76.4%と最も高くなっています。



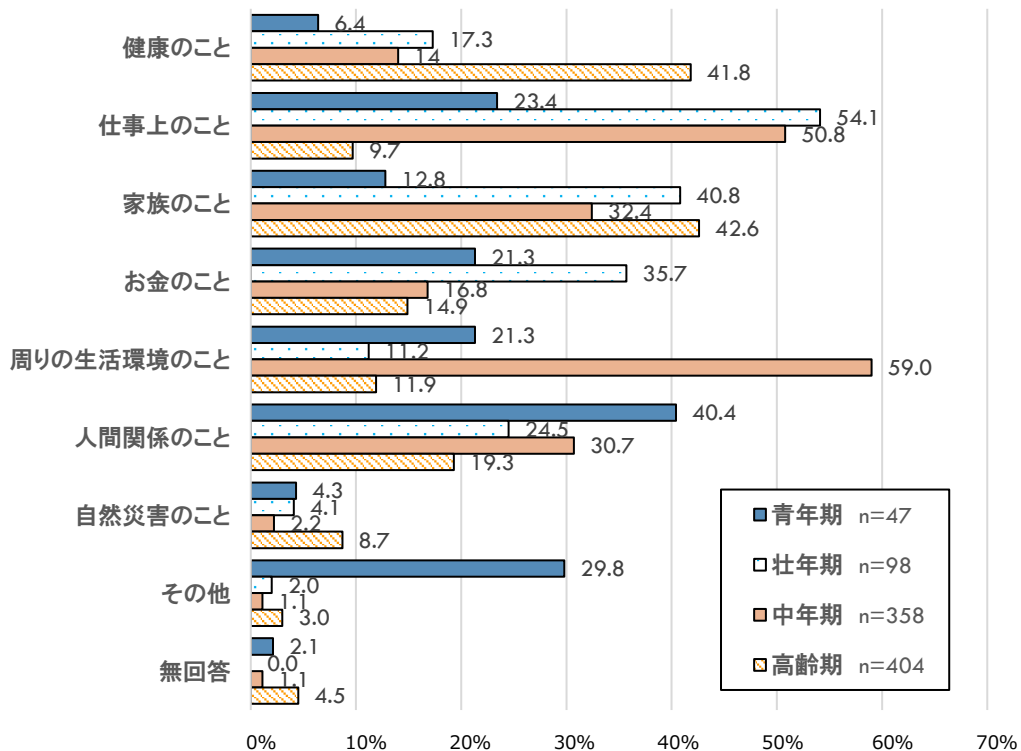
エ ストレスの原因

どのようなことにストレスを感じたかでは、「家族のこと」が36.5%と最も高く、「仕事上のこと」が31.3%、「健康のこと」が26.3%と続いて高くなっています。男女別では、男性は「仕事上のこと」が40.6%、女性は「家族のこと」が43.0%と最も高くなっています。



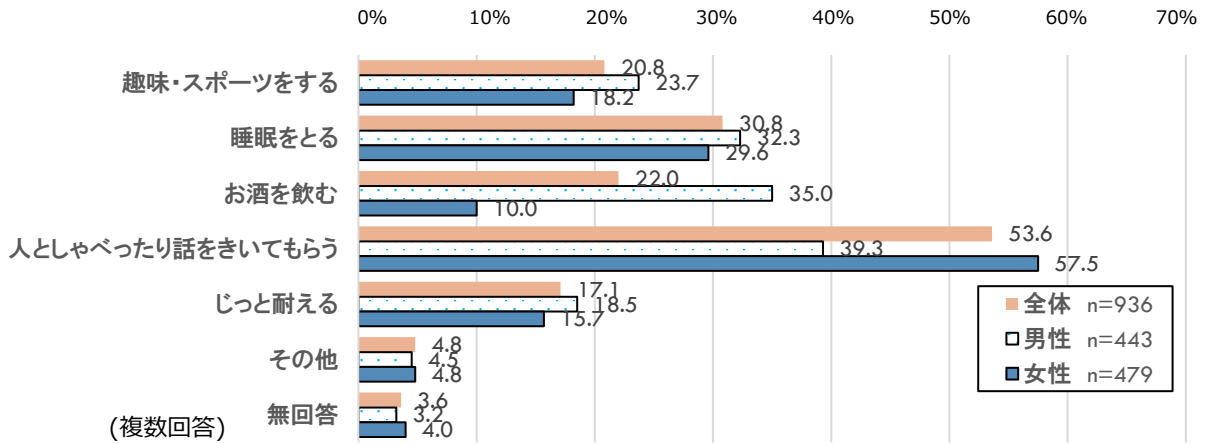
オ ライフステージ別ストレスの原因

どのようなことにストレスを感じたかをライフステージ別にみると、青年期は「人間関係」「その他」「仕事上」、壮年期は「仕事上」「家族」「お金」、中年期は「生活環境」「仕事上」「家族」、高齢期は「家族」「健康」「人間関係」の順になっています。



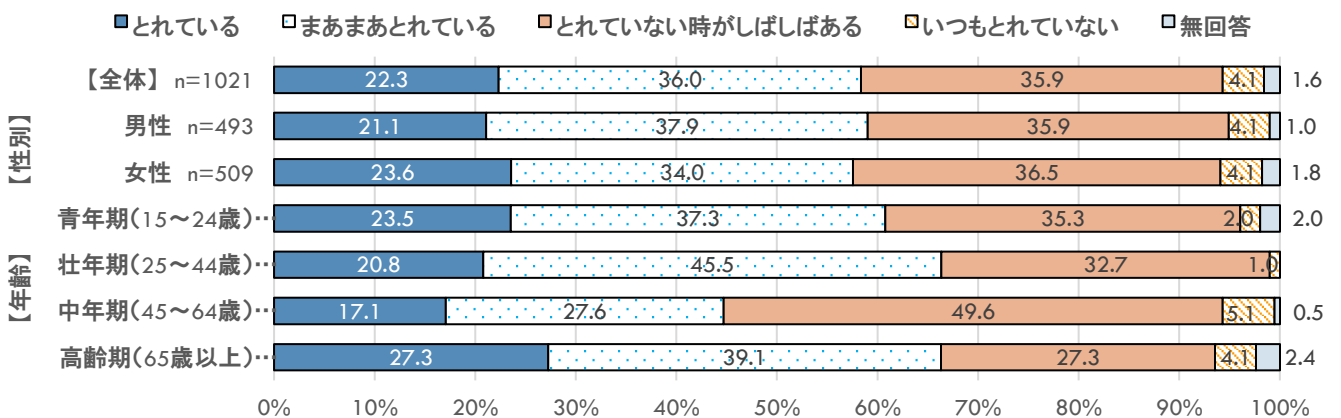
カ ストレスを感じた時の対処方法

「人としゃべったり、話をきいてもらう」が53.6%、次いで「睡眠をとる」が30.8%、「お酒を飲む」が22.0%となっています。また、「じっと耐える」が17.1%となっています。男女別では、男性女性とも「人としゃべったり話を聞いてもらう」が最も高くなっています。

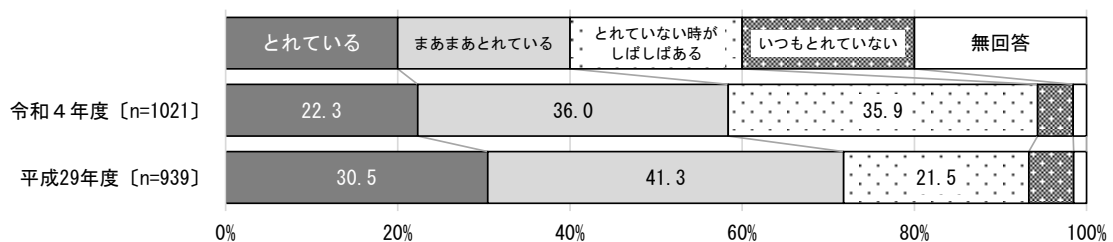


キ 睡眠による休養の状態

睡眠による休養が「とれていない時がしばしばある」と「いつもとれていない」と回答した人の割合は合わせて40.0%となっています。そのうち、中年期は54.7%と半数を超え、最も多くなっています。



睡眠による休養〔前回調査結果との比較〕



3 第1次計画の振り返りと今後の課題

基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

評価指標	第1次計画の値 令和元年度	目標値 令和5年度	現状値 令和4年度
呉市自殺対策推進協議会*の開催回数	1回	1回/年以上	1回

第1次計画策定時から、自殺対策に関する共通認識を持つため、医療、警察、労働、就労、法律等幅広い分野の関係団体による「呉市自殺対策推進協議会」を毎年開催しました。今後も、自殺対策の計画を推進するため、地域の様々な関係機関と協力していく体制づくりを強化する必要があります。

*医療、警察、労働・就労、法律関係等幅広い分野の関係者が参画し、情報共有、協議を行いながら市を挙げて自殺対策を総合的に推進するための協議会

(2) 自殺対策を支える人材育成

評価指標	第1次計画の値 平成30年度	目標値 令和5年度	現状値 令和4年度
ゲートキーパー養成研修の開催回数	7回	10回	11回

本市の自殺者数は令和元年から減少傾向ですが、目まぐるしい社会情勢の変化により予断を許さない状況が続いています。

自殺のリスク要因を軽減させるために、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に気付き、話を聞き、関係機関につなぎ、見守ることができる人材の育成に取り組んできました。今後も、身近な支援者としての「ゲートキーパー」を育成するため、様々な職種や住民を対象に研修を実施していく必要があります。

(3) 市民への啓発と周知

評価指標	第1次計画の値 平成30年度	目標値 令和5年度	現状値 令和4年度
こころの健康づくりについての啓発	150回	160回	234回

本市では、市民が自殺についての正しい理解と知識を深め、悩みを抱え込む前に相談できる機関等に関する情報提供や、各種教室や自殺予防週間・自殺対策強化月間等を通じて周知・啓発を行いました。引き続き、市民に広く情報が行き渡るよう、発信方法を工夫し、啓発を行っていく必要があります。

(4) 生きることの促進要因への支援

評価指標	第1次計画の値 平成29年度	目標値 令和5年度	現状値 令和4年度
不安・ふさぎこみのある人の割合	32.6%	30.0%	30.1%

令和元年度と比較すると、令和4年度の「不安・ふさぎこみのある人」の割合は2.5%減少しています。このような生きることへの阻害要因を軽減し、生きることへの促進要因を増加するため、健康、生活、仕事、妊娠、子育て等に対する相談や支援の充実や、子どもや高齢者、障害者等への相談や支援の充実を図るとともに、いきいきと活動できる居場所づくりの取組を行いました。今後も、個人、家庭等を取り巻く環境の多様化、さらに新型コロナウイルス感染症によって生じた様々な生活の変化を踏まえ、「生きることの促進要因」を増やす取組を拡げていく必要性があります。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価指標	第1次計画の値 平成30年度	目標値 令和5年度	現状値 令和4年度
SOSの出し方に関する教育の実施（市内小・中学校）	100%	100%	100%

本市の子ども・若者の自殺死亡率は広島県や全国と比べて低くなっていますが、全国的に小・中高生の自殺者数は増えており、子どもたちにも大きな影響を与えるため、子どもが気軽に相談ができる環境づくりを進める必要があります。

重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者の自殺対策の推進
- (3) 勤務問題に関わる自殺対策の推進
- (4) 子ども・若者の自殺対策の推進

本市の優先的な課題となり得る施策として「高齢者」「生活困窮者」「勤務問題」「子ども・若者」についての対策を行ってきました。

第1次計画策定時と第2次計画策定時のデータを比較すると、次のような特徴が挙げられます。(参考：地域自殺実態プロフィール 平成29年～令和3年呉市の合計)

- 女性の自殺者の割合が23.9%から30.2%と6.3%増えている。
- 自殺死亡率は、男性は30歳代から70歳まで、女性は30歳代、40歳代、80歳以上が全国・広島県よりも高くなっている。
- 職業別割合では、第1次計画と同様に「被雇用者・勤め人」「失業者」「年金等」が全国・広島県と比較して高くなっている。また、年代別では、39歳以下、40歳代～59歳の「被雇用者・勤め人」が多く、40歳代～59歳については、以前に比べ、全体の1割増加しており、40歳代～59歳の「主婦」も全体の2.9%から5.6%に増加しています。60歳以上は、「年金等」「被雇用者・勤め人」の順に多くなっている。
- 自殺の原因としては、第1次計画と同様に「健康問題」に次いで、「経済・生活問題」「勤務問題」「家庭問題」となっている。

(5) 豪雨災害等被災者の心のケア

本市では、平成30年7月豪雨により、多くの地域で被害が発生し、被災された方は、精神的にも身体的にも大きなダメージを受け、様々な体調の変化やストレス反応が現れました。災害から、5年以上経過し、住まいの再建は終わり、避難所生活の方はいなくなりましたが、被災による心のダメージは、まだまだ癒えていない状況が続きます。そのため、被災された方が、心穏やかに過ごせるよう継続的な心のケアが必要であり、本計画でも引き続き基本施策として取組を継続します。

第1次計画からこれまでの取組、現状を踏まえ、重点施策として自殺者の割合が多い「高齢者」、 「生活困窮者」、 「勤務問題」、 「子ども・若者」、 加えて「女性」の自殺者の割合等が増えていることへの対策が必要です。

第3章 いのち支える自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

皆が助け合い、誰も自殺に追い込まれることのないまち「くれ」

2 計画の数値目標

国の新たな自殺総合対策大綱では当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、旧大綱の数値目標を継続し、令和8年までに平成27年と比較して自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。本計画の数値目標も、国の目標設定を基準とし、令和8年までに「自殺死亡率を9.6以下」とすることを目標とし、これを令和10年度まで継続することとします。

指標	平成27年	現状値 令和3年	目標値 令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	13.7	14.7	9.6以下

*自殺死亡率とは、人口10万人当たりの年間自殺者数をいい、厚生労働省の人口動態統計の数値を用いています。

3 基本方針

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえて、本市では次の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

人は生活を営む上で、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の方が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策では「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすよう、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

誰も自殺に追い込まれることのないよう生活するためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要となります。また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独、独居、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携していくことが必要です。

このように、各分野で「生きる支援」に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連動して総合的に対策を展開します。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策の推進に当たっては、対応の段階に応じた次の三つのレベルごとの対策を連動させることで総合的に推進することが重要です。

ア 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

イ 問題を複合的に抱える人に対して、包括的な支援を行うための各分野の専門的機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

ウ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

また、上記三つのレベルの自殺対策の時系列的な対応としては、次の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

ア 「事前対応」：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと。

イ 「自殺発生の危機対応」：現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと。

ウ 「事後対応」：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと。

加えて、上記の段階よりも更に前の段階での施策として、SOS の出し方に関する教育や孤立を防ぐための居場所づくり等の取組を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、他者には危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があります。危機に陥った場合には、「誰かに援助を求めることが適切である」ということが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守ることができるよう、広報活動、教育活動等に取り組めます。

(5) 関係者の役割を明確にし、連携・協働を推進する

自殺対策が、最大限にその効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、企業そして市民が連携・協働をして、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、自殺が社会全体の問題であり、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携の仕組みを構築します。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないようにしなければなりません。そのためには、国、県、市、関係団体等は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組めます。

4 計画の体系

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確にし、連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に実施することが望ましいとされる「基本施策」と、本市の自殺の特徴や現状の課題に即した「重点施策」を柱とし、地域の特性に応じた施策を推進します。

基本施策

地域における ネットワークの強化

- 支え合いの地域づくり支援
- 関係機関等との連携による相談・支援体制の整備、活用

自殺対策を支える 人材の育成

- 気付き・つなぎ・見守りができる人材の育成
- 相談・支援を担う人材の育成

市民への啓発と周知

- ストレスや心の健康に関する正しい知識の普及啓発・相談先等の周知

生きることの 促進要因への支援

- 健康に関する相談・支援の充実
- 生活・経済・仕事に関する相談・支援の充実
- 妊娠・子育て期の相談・支援の充実
- 子ども・若者の相談・支援の充実
- 高齢者の相談・支援の充実
- 障害者の相談・支援の充実
- 居場所づくり
- 被災者の相談・支援

児童生徒のSOSの 出し方に関する教育

- 子ども世代に対する自殺対策に資する教育の推進
(SOSの出し方に関する教育)

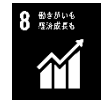
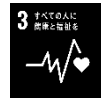
重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者の自殺対策の推進
- (3) 勤務問題に関わる自殺対策の推進
- (4) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (5) 女性に対する支援の強化

第4章 具体的な自殺対策の取組

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



自殺対策を推進する上で基盤となる取組が「地域におけるネットワークの強化」です。

核家族化により地域社会のつながりが希薄になっている今、もう一度人と人とのつながりを見直し、強化していくことで、お互いの顔が分かる地域づくりを目指します。そのために、国、県、市、市民団体、企業等の関係機関が相互に連携・協働をする仕組みを構築するとともに、既に地域で展開されているネットワーク等との連携強化に努め、自殺対策を推進します。

ア 支え合いの地域づくり支援

事業・取組名	取組内容	担当課等
地域ケア推進会議	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために、医療・福祉関係団体等が、必要な社会資源等の支援体制の構築を図る。	高齢者支援課 介護保険課ほか
地域ケア会議の推進	市及び地域包括支援センターが中心となって、医療・介護の多様な専門職や専門機関、地域住民等が、個別事例の課題解決に向けた支援を進めていく中で、地域の課題を共有し、資源開発や政策形成につなげ、地域づくりに取り組む。	高齢者支援課 介護保険課 地域包括支援センターほか
生活支援体制整備事業	地域のネットワークづくり・社会資源の創出を図り、支え合う関係性の育成・支援をする。	高齢者支援課 呉市社会福祉協議会
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携し、不審者情報メール配信や挨拶運動などを通して、安全・安心な地域づくりを推進する。	学校安全課
心のサポーター養成事業	こころの健康の維持・向上につながる社会環境整備として、メンタルヘルスやうつ病・不安障害など精神疾患への正しい知識を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える人を支援する者を養成する。	地域保健課

イ 関係機関等との連携による相談・支援体制の整備，活用

事業・取組名	取組内容	担当課等
呉地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	生活保護受給者，児童扶養手当受給者，住居確保給付金受給者，生活困窮者等に対する効果的・効率的な就労支援を推進するため，支援策を実施する福祉及び雇用関係機関が具体的な連携について協議を行う。	呉公共職業安定所

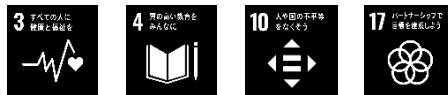
事業・取組名	取組内容	担当課等
弁護士派遣事業	自死ハイリスク者に関わる支援関係者により開催されるケア会議に、弁護士を無料で派遣し、様々な問題について法的なアドバイスをを行う。	広島弁護士会
行方不明者(自殺企画に至った人)の保護対策の推進	自殺のおそれのある行方不明者の捜査願いに対する迅速な手配及び様態に応じた発見活動等を行う(自殺企画に至った人の発見保護による自殺の未然防止)。	警察署
インターネット上の自殺予告に係る対応	インターネット上の自殺予告に対し、プロバイダとの連携により迅速な発信者の特定及び自殺企画に至った人の保護を行う。	警察署
交番・駐在所連絡協議会	地域における連携・ネットワークの強化を図る。	警察署
自殺未遂者への支援	通報等により自殺未遂事案を認知した場合、消防や保健所等と連携を取り、必要に応じて保護等の措置を講じる。	警察署
自殺再企図防止へのチームアプローチ	救急受診した自殺未遂者に対して、精神科医師、救急科医師、看護師、ソーシャルワーカー等で自殺企図患者への早期介入を行う。	精神科医会(呉医療センター精神科)
抑うつ状態や希死念慮のある人の早期受診による自殺予防の取り組み	外来診療で危機介入アプローチを実施する。	精神科医会(呉医療センター精神科)

【評価指標】

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
呉市自殺対策推進協議会*の開催回数	年1回	年1回以上

*医療、警察、労働・就労、法律関係等幅広い分野の関係者が参画し、情報共有、協議を行いながら市を挙げて自殺対策を総合的に推進するための協議会





(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが大切であり、その自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に気付き、関係機関へつなぎ、見守ることができるゲートキーパーとなる人材を育成します。

ア 気付き・つなぎ・見守りができる人材の育成

事業・取組名	取組内容	担当課等
市民を対象としたゲートキーパー**研修	市民を対象としたゲートキーパー養成研修を行い、身近な地域で気付き、支える市民を育成する。	地域保健課

**ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(気付き、声を掛け、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる。

イ 相談・支援を担う人材の育成

事業・取組名	取組内容	担当課等
支援者を対象としたゲートキーパー研修	自殺対策に関連する地域の支援者や専門職及び市民からの各種相談を受ける福祉や行政の職員(民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、市職員等)を対象に、ゲートキーパー養成講座を行う。	地域保健課
学校薬剤師への研修	小・中学校保健委員会において、指導や問題行動等に係る未然防止の研修会を行う。	呉市薬剤師会
開局薬剤師への研修	精神疾患患者への向精神薬投薬時における対話マニュアルを作成し、共通認識を図る。	呉市薬剤師会
相談・支援を担う人材の育成	「ライフサポートセンター実務者・相談員研修会」を実施する。	連合広島呉地域協議会



【評価指標】

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
ゲートキーパー養成研修の開催回数	11回	14回

(3) 市民への啓発と周知



市民が自殺対策について理解を深め、心の健康づくりについての正しい知識を得て、一人で悩まず相談する意識の醸成を図ります。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得ること」であり、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適切である」ということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。また、悩みを抱えて自殺に追い込まれてしまう前に、「誰かに・どこかに」つながることができるよう、相談機関等に関する情報の提供と周知を図ります。

ア ストレスや心の健康に関する正しい知識の普及啓発・相談先等の周知

事業・取組名	取組内容	担当課等
健康教育・講演会の実施	地域サロンや地区健康まつり・小中学校等での健康教育を通し、睡眠・心の健康づくり・命の大切さ・精神疾患や依存症、ひきこもりへの理解等について、普及啓発を行う。	地域保健課
自殺予防週間・自殺対策強化月間等啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間に懸垂幕・ポスター掲示、チラシ配布などを行い、心の健康づくり・自殺予防等について啓発を行う。	地域保健課
おとしよりの便利帳配布・周知	高齢者福祉サービスの内容や相談窓口を掲載したサービスガイドを作成し、配布やホームページへの掲載により周知を図る。	高齢者支援課
くれオレンジガイドブックの作成・周知	認知症に不安を感じたり、認知症が疑われる症状が発生した場合に、生活圏域ごとに、症状の進行に応じた、医療・介護サービスや相談窓口等のガイドブックを作成し、普及啓発を行う。	高齢者支援課
「こころの健康サポート」リーフレットの作成・配布	呉市内及び近隣市町の相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、配布する。	地域保健課
自殺予防に関する広報・普及・啓発活動	市民・県民を対象とした公開講座とシンポジウムを開催(年2回)する。また、機関紙「生きる」を定期発行し、ホームページを充実させる。	広島いのちの電話
看護職の相談窓口の広報	「看護職の相談窓口」の広報活動をする。	広島県看護協会呉支部

事業・取組名	取組内容	担当課等
メンタルヘルス研修会	看護職を対象にメンタルヘルスクアの研修会等を開催し、働きやすい職場環境づくりを推進する。	広島県看護協会呉支部
ストレスや心の健康に関する正しい知識の普及啓発	労働者のこころの健康の保持増進を図ることを目的として「メンタルヘルスセミナー」を広島県内の役員・組合員を対象に実施する。	連合広島呉地域協議会
依存症講演会	依存症は回復可能な病気であることを普及し、相談機関や自助グループの情報提供を行うことにより、当事者や家族が相談しやすい社会の確立を目指す。	地域保健課
快眠でこころと身体健康づくり	自殺対策として重要なうつ病の早期発見や、心の健康づくりにとって、睡眠の重要性を広く啓発するため、講演会等を実施する。	地域保健課

【評価指標】

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
こころの健康づくりについての啓発	234回	250回


コラム

「趣味・嗜好」と「依存症」の違い

依存症とは、不安や緊張を和らげたり、ストレスを忘れていたりするために行う行為を繰り返すことで、脳の回路が変化して「やめたくても、やめられない」状態になることをいいます。

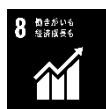
物質依存・行動依存の危険性のあるもの

- ・アルコール ・違法薬物 ・危険ドラッグ
- ・処方箋 ・市販薬 ・ニコチン
- ・ゲーム ・ギャンブル ・買い物
- ・セックス ・SNS



趣味・嗜好との違いはなく、量や時間、頻度だけでは判断できません。生活に支障をきたしているのにやめることができず、本人や家族が苦痛を感じていた場合は「依存症」と判断されます。アルコール依存症などは、うつ病になるケースが多く、自殺のリスクが高まります。

(4) 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、市民それぞれが抱える「生きづらさ」や「生きることの阻害要因」を減らし、「生きやすさ」や「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。新型コロナウイルス感染症によって生じた様々な生活の変化を踏まえ、生きていくための環境を整え、自己肯定感を高め、生きることに前向きでいられる地域づくりを目指します。

ア 健康に関する相談・支援の充実

健康問題は、各年代において自殺の原因・動機で大きな割合を占めているため、体や心の悩みに関する相談や支援の充実を図ります。

事業・取組名	取組内容	担当課等
精神保健福祉相談 (こころの健康相談)	精神科医師が心の健康、ひきこもりなどの相談に応じる。	地域保健課
自主グループ支援	アルコールやギャンブル依存症の当事者や家族が集い、悩みや不安を共有し、つながりの強化を図る。	地域保健課
個別訪問相談	産業医のいない50名未満の事業所を医師が直接訪問し、健康診断結果等に基づく従業員の方々の健康チェック、助言相談等を行う。	呉地域産業保健センター
電話相談	人生の危機に立って孤独や不安にさいなまれ、生きる希望や気力を失いつつある人々に対して、「電話」を通して、その人が自分自身を見直し、勇気をふるって再び生き抜いていこうとするために適切な援助を行う。	広島いのちの電話
自殺予防に特化したフリーダイヤル相談	相談者が緊急を要する時、本当に必要な時につながりやすくするため、「全国自殺予防いのちの電話」「広島県自殺予防いのちの電話」「毎日コロナフリーダイヤル相談」の三つの電話相談を実施する。	広島いのちの電話
まちの保健室	地域の人々と触れ合いながら、各個人の健康ニーズに沿った相談活動をする。健康チェック・健康相談・生活指導を実施する。	広島県看護協会呉支部
ひきこもりセミナー	ひきこもりに関する知識や情報を提供し、本人や家族の問題対処能力を高めるとともに、市民がひきこもりに対する理解を深め、支え合える地域づくりを目指す。	地域保健課
アルコール相談会	自殺のリスク因子となるアルコール依存症の予備軍に介入し、アルコール関連健康問題やアルコール依存症のリスクの低減を目指す。	地域保健課

イ 生活・経済・仕事に関する相談・支援の充実

生活困窮や勤務問題は、自殺の大きなリスク要因となっています。生活困窮者への相談や生活への支援、自立や就職への支援の充実を図ります。

事業・取組名	取組内容	担当課等
法律相談	弁護士が生活上の様々なトラブルに対する法律相談に応じる。	市民窓口課 市民相談室 広島弁護士会
市民相談	市民からの相談窓口として、困りごとや悩みごとを傾聴し、関係機関等への案内を行う。	市民窓口課 市民相談室
地域における個別相談支援	地域の様々な課題に対して、民生委員・児童委員が、最も身近な立場で見守りや相談に応じる。	民生委員児童委員協議会(福祉保健課)
まちかど生活相談会	生活苦などの悩みに対し、各専門家による相談対応を行う。	NPO法人反貧困ネットワーク広島(広島弁護士会)
自立相談支援事業	生活困窮者の自立促進を図るため、様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者の的確な分析・評価に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。	生活支援課 自立支援室
生活保護相談	関係機関との連携を強化し、生活保護の相談及び支援を行う。	生活支援課
納付困難者の納税相談	病気、失業等の事情により納付困難となった人に対し、租税法律主義原則の下、生活状況等を確認しながら、納税相談に応じる。	収納課 市民税課
人権相談	人権問題に関する相談内容に応じた助言や情報提供、相談機関の紹介を行う。	人権・男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に添って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う。	人権・男女共同参画課
求職者に対する就職支援	全員参加型社会の実現に向け、真に支援が必要な求職者に対して、担当者制・予約制等を積極的に活用し、個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援、生活・経済支援の推進を行う。	呉公共職業安定所
呉しごと相談館	仕事や就職に対して不安や悩みを持つ人を対象に、専門のカウンセラーが就職サポートを行う。	呉市雇用促進協議会(商工振興課)
ヤミ金撲滅に向けた取締りの強化	金融犯罪の相談及び取締りの強化等(ヤミ金融の被害防止)	警察署
警察安全相談	DV・ストーカーや困りごとの相談に応じる。 自殺をほのめかす人を認知した場合、家族等に対し相談窓口の周知や精神科受診のアドバイスを行う。	警察署
凶悪犯罪等の被害者への支援対策の推進	被害者支援員による犯罪被害者及び家族に対する付添い、カウンセリング及び継続的支援を行う(犯罪被害者及び家族の精神的負担の軽減)。	警察署
労働相談	連合「なんでも労働相談ホットライン」で、24時間体制で労働相談を受付。また、労働相談会を開催する。	連合広島呉地域協議会
新型コロナウイルス感染症に係る特別相談窓口	各種支援制度の対応や資金繰り等の経営相談を行う。	呉広域商工会

事業・取組名	取組内容	担当課等
日本製鉄（株）呉地区に係る特別相談窓口	各種支援制度の対応や資金繰り等の経営相談を行う。	呉広域商工会
経営に関する相談窓口の設置	経営に関する問題・課題について専門家がアドバイスをを行い、経営者を支援する。	呉商工会議所
生活・法律・子育て・介護等の相談	ライフサポートセンター広島で電話相談ダイヤルを実施する。	連合広島呉地域協議会

ウ 妊娠・子育て期の相談・支援の充実

妊娠期から育児期までにおいて、それぞれのステージに応じて生じる、妊娠・発達・発育・子育て・孤独感等の悩みに対する相談や保育等の子育て支援の体制を整備します。

事業・取組名	取組内容	担当課等
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	こども支援課
産婦健康診査及びフォロー事業	産後2週間・1か月健診で産後うつ等の危険性が指摘された産婦に対し、早期治療・悪化予防のために訪問や電話連絡などを行う。	子育て世代包括支援センターえがお 地域保健課
育児相談	保健師・栄養士・歯科衛生士などが各地区で子育てに関わる相談に応じる。	地域保健課
子どものこころの相談	精神科医師・心理相談員が保護者や子どもの心の問題に対する相談に応じる。	地域保健課
妊娠期から子育て期の相談	妊娠届出から育児期まで、切れ目なく妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる。	子育て世代包括支援センターえがお 地域保健課
家庭教育相談（来所）	子どもの成長・教育・しつけ等について悩んでいる保護者の相談に応じる（年2回延べ10日程度、要申込み）。	文化振興課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦や中学3年生までの子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい人が援助を受けたい人に有償ボランティアによる支援を行うことにより、安心して妊娠・出産ができ、仕事・子育てを続けられる環境づくりを目指す。	こども支援課
子育てヘルパー派遣事業	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導を行う。	こども家庭相談課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。	こども支援課 こども施設課

事業・取組名	取組内容	担当課等
子育て家庭支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となった時等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。また、保護者が仕事等のため、帰宅が夜間に及ぶときや休日に不在のときに、児童養護施設等で児童を預かる。	こども家庭相談課
一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる乳幼児を保育所等で預かる。	こども施設課
障害児保育事業	家庭、専門機関との連携を密にし、保育士の加配を行い、個々の障害の種類や程度に対応したきめ細やかな保育を行う。	こども施設課
くれっ子育てねっと	子育て支援サービスの情報のほか、市民参加型サイト「くれっこガーデン」では、子育て中のパパママに役立つ情報や育児サークルの紹介など、子育てに関する情報をインターネット上で提供する。	こども支援課
くれっこアプリ	予防接種のスケジュール管理やプッシュ通知機能、子どもの成長の記録、育児に必要な情報などをスマートフォンアプリで提供する。	こども支援課

エ 子ども・若者の相談・支援の充実

専門家などによる、学校生活や学習に対する相談や若者の就労に対する相談・支援の充実を図ります。

事業・取組名	取組内容	担当課等
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室	呉市立学校における保健学習及び薬物乱用防止教室等の中で、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行う。	学校安全課
適応指導教室「つばき学級」	小・中学校及び義務教育学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング、集団生活への適応指導、学習の援助を行う。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	学校の実態に応じ、小・中学校及び義務教育学校の生徒指導の援助をするための生徒指導員を派遣し、生徒指導の充実を図る。	学校安全課
呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課
青少年相談（来所・電話）	学校教育や家庭教育等について悩んでいる青少年等に対し相談に応じる（平日9時～16時45分）。	青少年指導センター（文化振興課）
母子家庭等に対する相談及び情報提供窓口	母子・父子自立支援員が母子家庭等に対し、就労や児童扶養手当等の経済的支援についての情報提供や相談を受ける。	こども支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母（父）子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	こども支援課

オ 高齢者の相談・支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康づくりや認知症予防などの事業の充実を図ります。また、生きがいや役割をもって生活できるよう相談や支援の体制を整えます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
総合相談支援	社会福祉士，主任介護支援専門員，保健師等が高齢者の心配事や悩みなどに専門的な立場から相談に応じ，包括的・継続的な支援を行う。	地域包括支援センター 地域相談センター (高齢者支援課)
認知症高齢者家族等支援事業	一人歩きによる事故防止と安全確保を図り，家族等が安心して介護できる環境を整備するため，GPS（位置情報システム）端末機契約初期費用を一部助成する。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チーム	認知症の人及び認知症が疑われる高齢者宅を訪問し，適切なサービスにつなげ，自立生活をサポートする。	認知症疾患医療センター ほか (高齢者支援課)
介護予防普及啓発事業	高齢者筋力向上トレーニング事業，すこやかサロン，認知症予防教室等の各種教室を開催する。	地域相談センターほか (高齢者支援課)
チームオレンジ	認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援に繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し生活をサポートします。	認知症疾患医療センター ほか (高齢者支援課)
地域介護教室	要支援等の高齢者を介護する家族等に対し，介護に関する知識・技術を習得する教室や介護者相互の情報交換，交流の場を提供する。	地域相談センター (高齢者支援課)
生活・法律・子育て・介護等の相談	ライフサポートセンター広島で電話相談ダイヤルを実施する。	連合広島呉地域協議会

カ 障害者の相談・支援の充実

障害のある人や介護者などが相談しやすい体制を整え，早期に必要な支援の提供ができる体制を整えます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
ソーシャルクラブ	在宅で療養している精神障害のある人を対象に，居場所づくりや参加者同士の交流など，社会復帰の支援を行う。	地域保健課
つばき会（精神障害者家族会）	精神障害のある人の家族が集い，学習や意見交換などを行い，悩みや不安を共有することにより，精神的負担の軽減を図る。	地域保健課
障害者（児）相談支援事業	障害のある人，その保護者，介護者などからの相談に応じ，必要な情報の提供や支援を行う。	呉地域障害者生活支援センター 地域活動支援センターふたば (障害福祉課)

事業・取組名	取組内容	担当課等
障害者権利擁護業務	障害者虐待の防止等に対する対応や、また、成年後見についての相談支援を行う。	障害福祉課

キ 居場所づくり

子どもから高齢者まで、それぞれがいきいきと活動できる、また、交流できる場所を提供するなど、生きることの促進となる取組を行います。

事業・取組名	取組内容	担当課等
子どもの居場所づくり	「子ども食堂」など新たな「子どもの居場所づくり」が様々な主体によって取り組まれるよう、その活動を下支えし、地域の大人が積極的に子どもに関わる場を支援する。	こども支援課
子育てサロン	くれくれ・ば、ひろひろ・ばで定期的に小規模な子育てイベントを開催し、親子が遊び、交流する場を提供する。	くれくれ・ば ひろひろ・ば (こども支援課)
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に児童を放課後から夕方まで預かり、遊びや生活の場を提供する。	こども支援課
貯筋グループ(自主グループ)活動支援事業	自宅から歩いて行くことができる地域に、筋力アップを目的とした住民主体のグループを立ち上げ、継続を支援し、高齢者が孤立することなく社会性を持って生活できるよう支援する。	地域包括支援センター (高齢者支援課)
ふれあい・いきいきサロン運営事業	地域で声を掛け合い、軽体操やレクリエーションなどを実施し、気軽に交流できるサロンを開催する。	呉市社会福祉協議会 (高齢者支援課)

【評価指標】

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
不安・ふさぎこみのある人の割合	30.1%	28.3%

ク 被災者の相談・支援

災害は、被災者に大きなストレスをもたらします。また、生活再建への道のりは長く、被災による健康状態の悪化への対応、喪失感や生活変化に対する精神的ストレスへの心のケアなどが重要です。被災者の気持ちに寄り添うため、保健師、精神保健福祉士等各専門職が連携し、相談・支援の体制を整えます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
保健師等による健康相談や戸別訪問	保健師・看護師の健康相談や戸別訪問により、被災者の健康状態や生活ニーズなどを把握し、様々な課題に対して呉市地域支え合いセンター等の関係機関と連携した被災者の気持ちに寄り添ったきめ細かい支援を通して、心のケアを行う。	地域保健課
心のケアに関する啓発活動	関係機関と連携し、被災者への心のケアに関する啓発事業を実施する。	地域保健課
こころぼかばか教室	西日本豪雨を含めた被災者が、こころの健康を守るために自分自身や家族・地域でできることや、ストレスが原因で引き起こす症状や病気、対処方法についての理解を図る。	地域保健課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育



悩みを抱える児童生徒に対し、気軽に相談できる場所を紹介し、一人で悩まず我慢しないことなどを繰り返し伝えていく必要があります。学校、家庭、地域が協力し、子どもたちが安心して悩みを相談することができる環境を作ります。

ア 子ども世代に対する自殺対策に資する教育（SOSの出し方に関する教育）

事業・取組名	取組内容	担当課等
いじめ撲滅キャンペーン	いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは全体に許されないという心を育むことをねらい、児童生徒が中心とした主体的な活動を通していじめ撲滅に向けて取り組む。	学校安全課
各教科等における授業を通じた教育	教科等をはじめ、教育活動全体を通じて「生命の尊さ」や「心身の健康」について指導や取組を行っている。また、スクールカウンセラーと連携した「命を大切にする教育」に関する授業実践を進めている。	学校安全課
「教育相談窓口カード」の配付	学級活動等において、その趣旨を理解させ、全児童生徒への配布や保護者への周知・啓発を行っている。また、呉市教育委員会が作成した相談窓口リーフレットを掲示するなどして活用する。	学校安全課
弁護士派遣事業（いじめ予防）	学校に弁護士を講師として派遣し、法教育の面から生徒に対し「いじめ予防授業」を行う。	広島弁護士会

【評価指標】

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
SOSの出し方に関する教育の実施(呉市立学校)	100%	100%

2 重点施策

本市では、地域自殺実態プロフィールにおいて選定された、本市の特性である「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の問題に加え、自殺死亡率が全国的に低減しない「子ども・若者」と、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で近年増加傾向にある「女性」を合わせた5項目を重点施策として推進していきます。



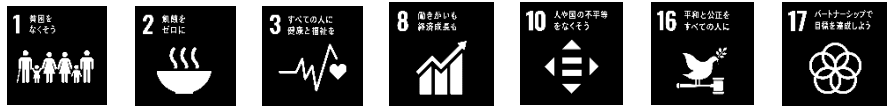
(1) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の抱える「健康問題（病気・介護）」、「独居」、「役割喪失感」などの複合的な問題を抱える高齢者の早期支援体制の整備を行っています。

健康の維持や地域とのつながりを強化し、高齢者本人とその家族などが「加齢を前向きに捉えることができる」施策を講じ、自殺リスクのある高齢者を早期に発見し、問題に適切に対応し、必要な支援につなぐことができる体制を強化します。さらに、身体的疾患や介護が必要な高齢者等を対象に、より健全で安らかな生活ができるよう支援を行うとともに、孤立しないように地域で見守る体制づくりを推進します。

事業・取組名	取組内容	担当課等
総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるようニーズを把握し、適切な社会資源やサービスにつなぐ支援を行う。	高齢者支援課 地域包括支援センター 地域相談センター
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応，判断能力を欠く状況にある高齢者への支援を行う。	重層的支援推進室 高齢者支援課 地域包括支援センター 権利擁護センター 消費生活センター
要介護者見守り支援事業	高齢者や障害者に対して，安否確認，生活相談を行い，健全で安らかな生活を営むことができるよう支援する。	民生委員児童委員協議会(高齢者支援課，障害福祉課)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に関する相談対応及び制度の普及啓発を目的とした研修会等を実施することにより，認知症や障害などのため判断能力や意思能力が不十分な人が，安心して暮らせるよう支援する。	重層的支援推進室 高齢者支援課 障害福祉課 地域保健課 呉市社会福祉協議会
福祉サービス利用支援事業「かけはし」	認知症や障害等で福祉サービス利用を決めることができない人や日常的な金銭管理が困難な人を対象に支援を行う。	呉市社会福祉協議会
地域ケア会議	支援が必要なケースに対し，本人・家族・地域住民・多職種で，課題を共有し，課題解決に向けて，支援の方向性の検討を行う。	高齢者支援課 地域包括支援センターほか

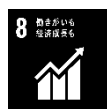
(2) 生活困窮者の自殺対策の推進



生活困窮に陥る原因は、リストラや倒産で職を失ったり、病気を抱えるなど様々で、深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そのため、ただ経済状況の改善を図るだけでなく、その後も安定した生活を送れるよう多方面からの支援を実施し、就労支援や人間関係の改善、健康状態の維持など、「生きることの包括的な支援」を提供するため、地域の様々な関係機関との連携を推進し、問題解決を図ります。

事業・取組名	取組内容	担当課等
自立相談支援事業	生活困窮者の自立促進を図るため、様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な分析・評価に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。	生活支援課 自立支援グループ
住居確保給付金の支給	離職により住居を失うおそれのある人に、家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。	生活支援課 自立支援グループ
就労準備支援事業	すぐに働くことが困難な生活困窮者等に、就労に向けた準備として、生活習慣確立のための指導や就労体験の場の提供等の支援を行う。	生活支援課 自立支援グループ
子どもの学習・生活支援事業	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に着いていない小中学生への学習支援や居場所づくりを行う。	生活支援課 自立支援グループ
一時生活支援事業	住居を失った人に対し、宿泊場所、食事、衣類等の日常生活に必要な支援を行う。	生活支援課 自立支援グループ
家計改善支援事業	多重債務など家計に問題を抱える人に対し、支援員が専門的な見地から家計の状況を評価・分析し、家計改善に向けた支援を行う。	生活支援課 自立支援グループ
生活保護制度	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。	生活支援課
まちかど生活相談会・暮らしとこころの総合相談会	生活苦などの悩みに対し、各専門家による相談対応を行う。	NPO 法人反貧困ネットワーク広島(広島弁護士会)

(3) 勤務問題に関わる自殺対策の推進



過労やパワハラ、職場の人間関係など、勤務に関する悩みを抱えた人が追い詰められ、問題解決の手段として自殺を選ばざるを得ないという状況が社会問題となっています。勤務問題による自殺のリスクを低減させるため、労働者や経営者を対象に相談支援を充実させます。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進やハラスメント防止対策職場におけるメンタルヘルスの向上に向けた取組の実施を通じて、労働者一人一人が心身ともに健康で、やりがいをもって働き続けることのできる職場環境づくりを推進しています。

事業・取組名	取組内容	担当課等
過労死等防止のための指導	長時間労働が懸念される事業場に対し、過労死等の防止のための指導を行う。	労働基準監督署
ストレスチェック実施のための指導	ストレスチェックを実施していない事業場に対し、ストレスチェックの実施の指導・勧奨を行う。	労働基準監督署
企業に対するメンタルヘルス対策に関する説明会	労働基準協会や建設業労働災害防止協会等の災害防止団体が行う各種説明会・会議において、企業でのメンタルヘルス対策について普及啓発を行う。	労働基準監督署
健康相談・長時間労働面接指導	従業員の健康診断後の処置をどのようにするのか、職場のメンタルヘルスについてどのようにすればよいか、などについて専門の医師が相談に応じる。	呉地域産業保健センター
労働相談	連合「なんでも労働相談ホットライン」で、24 時間体制で労働相談を受付。また、労働相談会を開催。	連合広島呉地域協議会
ハラスメントの防止対策	ハラスメントの防止に関する規程を創設し、相談窓口を設置する。	呉広域商工会
看護職の相談窓口の広報	「看護職の相談窓口」の広報活動を行う。	広島県看護協会呉支部
メンタルヘルス研修会	看護職を対象にメンタルヘルスクアの研修会等を開催し、働きやすい職場環境づくりを推進する。	広島県看護協会呉支部
人権セミナー	ジェンダー平等を始めとして、一人一人が尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現を目指し、基礎知識として多様な性があることや差別のない職場、多様性を意識した環境整備をするにはどのようにしたら良いか等を学習する。	連合広島呉地域協議会

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進



様々な悩みを抱える子ども・若者に対し、自殺に対する正しい情報を得やすくし、生活上の困難やストレスに直面した場合に、悩みを一人で抱え込むことなく、信頼できる大人に助けの声を上げることや日頃からの相談ができるよう、情報通信技術の活用も含め、子ども・若者がSOSを出せるよう環境の整備を推進しています。また、関係機関が連携し、問題行動の早期解決と未然防止に向けた支援体制づくりに取り組みます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
呉市要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児等を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、連携して対応する。	こども家庭相談課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等に対応するため、児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として、専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
広島県スクールカウンセラー(県実施事業)	不登校等への対応についてカウンセラーからの指導・援助を受けることにより、児童生徒の悩みや不安、ストレスの解決を図る。	学校安全課
ヤングテレフォン運営事業	電話・電子メールによる少年相談(少年や保護者等の少年に係る悩みによる精神的負担の緩和)	警察署
思春期相談	思春期の子ども及び保護者を対象に、思春期特有の体や心に関する悩みについて、保健師が相談に応じる。	地域保健課

(5) 女性に対する支援の強化



女性の自殺の割合は増加傾向にあります。コロナ禍により女性の雇用問題が深刻化し、孤独・孤立、DV問題も顕在化しました。コロナ禍以前からの家庭問題や育児・介護問題、予期せぬ妊娠など様々な困難・課題を抱える女性への支援が必要となります。子育て世代包括支援センターえがおやこども関連関係機関と連携し、対象者に寄りそったきめ細かい支援を推進していきます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
産婦健康診査及びフォロー事業	産後2週間・1か月健診で産後うつ等の危険性が指摘された産婦に対し、早期治療・悪化予防のために訪問や電話連絡などを行う。	子育て世代包括支援センターえがお 地域保健課

事業・取組名	取組内容	担当課等
産後ケア事業	出産後の心身共に不安定な時期に、家族からの十分な援助が受けられない人で、支援が必要な母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援する。	子育て世代包括支援センターえがお 地域保健課
妊娠期から子育て期の相談	妊娠届出から育児期まで、切れ目なく妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる。	子育て世代包括支援センターえがお 地域保健課
妊産婦メンタルヘルス講演会	妊娠～産後期間中のこころの健康を守るために、産前産後の生理的な気持ちの変化を、あらかじめ本人、周囲の援助者が理解すること、また、セルフケアの方法を身に付けることや受援力を身に付けることを目的に講演会を実施する。	地域保健課
母子家庭等に対する相談及び情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	こども支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母（父）子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	こども支援課
女性相談	家庭内、離婚、配偶者等からの暴力に関する相談に応じる。	こども家庭相談課
自殺再企図防止へのチームアプローチ	救急受診した自殺未遂者に対して、精神科医師、救急科医師、看護師、ソーシャルワーカー等で自殺企図患者への早期介入を行う。	精神科医会(呉医療センター精神科)
ひとり親家庭の父・母・寡婦のみなさんの養育費等相談会	ひとり親・ひとり親になり得る方からの相談を受けて助言等を行う。	広島弁護士会
女性に対する適切な相談対応	家庭や職場環境等の悩みを抱える女性の相談に応じ、自殺をほめかす文言を認知した場合、相談窓口の周知や精神科受診のアドバイスを行う。	警察署
呉地域子育て女性等就職支援ネットワーク会議	子育て女性等の就職支援を推進するため、支援策を実施するための支援策を実施する福祉及び雇用関係機関が具体的な連携について協議を行う。	呉公共職業安定所
女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットライン	女性の相談のニーズに対応し、集中相談日を設けて全国一斉に相談を受ける。	連合広島呉地域協議会
「男女平等月間」にかかる「学習会」	女性の働き方（性やライフスタイルに中立な税・社会保障制度の確立に向けて）をテーマに「学習会」を開催する。	連合広島呉地域協議会

事業・取組名	取組内容	担当課等
「男女平等月間」に係る「街頭行動」	改正育児・介護休業法を始め、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、ハラスメント対策関連法、ILOハラスメント条約（第190号条約）発効等の周知のため、街頭でチラシ入りティッシュを配布しアピールを行う。	連合広島呉地域協議会
「男女平等月間」に係る「広島労働局への要請行動」	雇用や所得が不安定な非正規雇用労働者、DV等で生活に困窮した女性、就職活動中の学生への人道支援を行う。また、仕事と育児・介護、不妊治療等、従業員が両立できる就業環境の整備、ハラスメント対策や女性活躍推進などの要請を行う。	連合広島呉地域協議会
生活・法律・子育て・介護等の相談	ライフサポートセンター広島で電話相談ダイヤルを実施する。	連合広島呉地域協議会

コラム

心の病気は特別なものではありません

自殺の原因として、健康問題が多く挙げられおり、特にうつ病の割合が高いと考えられています。日々の生活の中で生じるさまざまな疲れが積み重なって、心が疲れ切ってしまうと「うつ状態」となりやすくなります。うつ病を始め、依存症、統合失調症などの心の病気は、誰もがかかる可能性があります。

保健センターの取組み内容

心の変化の早期発見のため、さまざまな啓発活動や相談支援活動を行っています



うつ病・うつ状態

こころのサポーター養成事業
ゲートキーパー研修
健康教育・講演会
精神保健福祉相談

依存症講演会 ひきこもりセミナー
アルコール相談
自キグループ支援

つばき会
ソーシャルクラブ

依存症

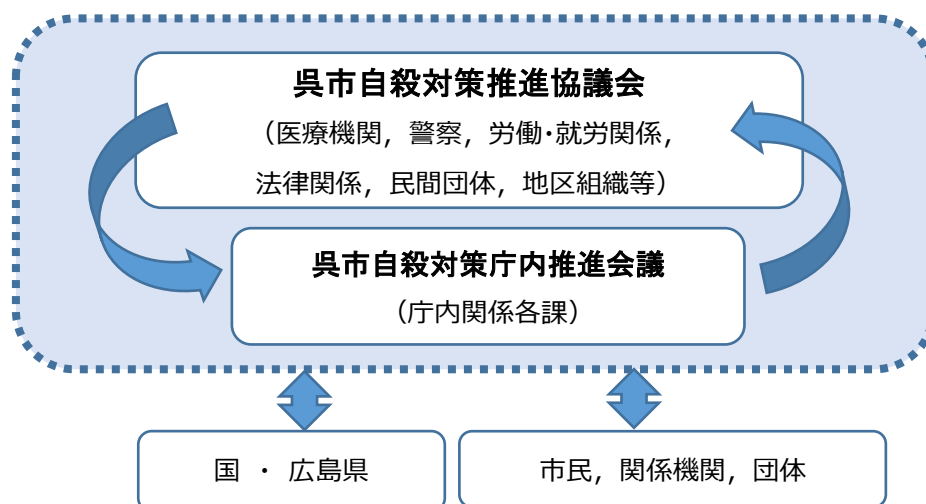
その他精神疾患

「疾患への正しい理解」と「相談しやすい環境づくり」を目指します

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画における各種の取組については、「呉市自殺対策推進協議会」及び「呉市自殺対策庁内推進会議」により、地域、関係機関・団体が連携しながら推進します。



● 呉市自殺対策推進協議会

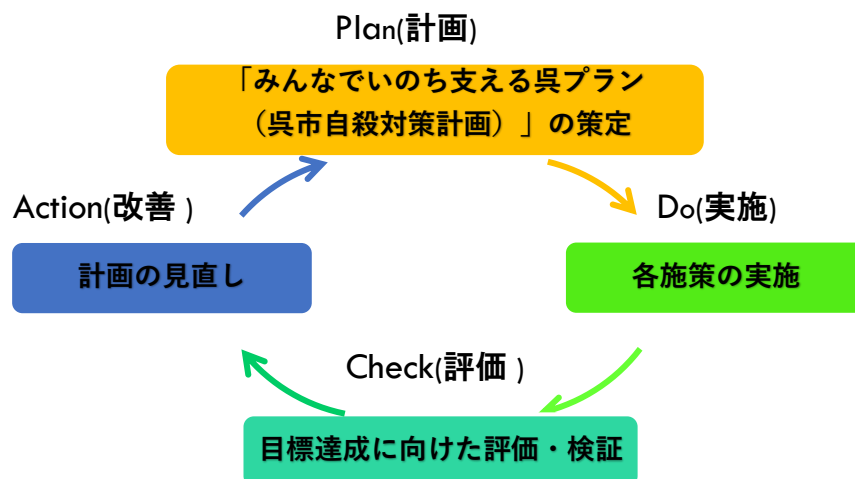
医療、警察、労働・就労、法律関係等幅広い分野の関係者が参画する「呉市自殺対策推進協議会」において、情報共有、協議を行うことにより、各分野の専門的な立場から助言を頂きながら市を挙げて自殺対策を総合的に推進します。

● 呉市自殺対策庁内推進会議

庁内関係部署が参加する「呉市自殺対策庁内推進会議」において、情報共有、連携を図ることにより、自殺対策について、全庁的かつ横断的に取組を推進します。

2 PDCAサイクルの推進

計画目標の達成に向けて、本計画に基づく取組の評価・検証を行い、さらに国・県の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高めるために必要な改善を図ります。



資料

計画策定の経緯

年月日	内容
令和5年5月17日(水)	庁内推進会議 幹事会 ○計画策定について協議
令和5年7月5日(水)	呉市保健福祉審議会 ○計画策定について諮問
令和5年7月12日(水)	令和5年度第1回 呉市自殺対策推進協議会 ○計画骨子説明
令和5年8月22日(火)	呉市市議会（民生委員会） ○計画作成について報告
令和5年10月18日(水)	第2回呉市自殺対策推進協議会 ○第2次呉市自殺対策計画（案）について協議
令和5年10月25日(水)	呉市保健福祉審議会 ○計画策定について審議
令和5年11月20日(水)	呉市市議会（民生委員会） ○計画（素案）及びパブリックコメント（市民意見公募）の実施について報告
令和5年12月20日（水） ～令和6年1月19日（金）	○パブリックコメントの実施
令和6年2月7日（水）	第3回呉市自殺対策推進協議会 ○第2次呉市自殺対策計画（案）について協議
令和6年2月8日（木）	呉市保健福祉審議会 ○パブリックコメントの結果について報告 ○計画（案）について審議 ○答申

呉市保健福祉審議会

呉市保健福祉審議会条例（平成12年条例第12号）

（設置）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき、呉市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（調査審議事項）

第1条の2 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

- (1) 社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉に関する事項で市長が必要と認める事項

（委員）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市議会の議員
 - (5) 社会福祉事業に従事する者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障害者福祉専門分科会
 - (3) 児童福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 保健所専門分科会
- 2 専門分科会に分科会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。
- 3 専門分科会の委員及び臨時委員(第1項第1号の民生委員審査専門分科会にあっては委員に限る。)は、会長が指名する。
- 4 分科会長は、当該専門分科会の会務を掌理し、当該専門分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

第6条の2 前条第1項第2号の障害者福祉専門分科会に社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会を置く。

- 2 審査部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って医師たる委員のうちから指名する。
 - 3 審査部会の委員及び臨時委員は、医師たる委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。
 - 4 部会長は、審査部会の会務を掌理し、審査部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- (意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門分科会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年1月7日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に呉市保健福祉審議会の委員である者は、改正後の呉市保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定により呉市保健福祉審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年7月2日までとする。

付 則(平成 28 年 12 月 26 日条例第 64 号)

この条例は、公布日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 4 日条例第 21 号)

この条例は、公布日から施行する。

呉市自殺対策推進協議会設置要綱

呉市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、呉市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 呉市自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する各種施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の代表者又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決とするところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉保健部保健所地域保健課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月21日から実施する。

付 則

改正後の第7条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(第2次自殺対策計画に伴う経過措置)

2 令和6年1月31日を以って任期満了となる委員については、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日を任期満了の日とする。

令和5年7月現在

団 体 ・ 機 関 名	氏 名
呉市医師会（呉地域産業保健センター含む）	玉木 正治
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	岡村 緑
呉市精神科医会	町野 彰彦
呉市歯科医師会	西田 弘明
呉市薬剤師会	大塚 幸三
広島弁護士会 呉地区会	西田 小百合
広島県看護協会呉支部	西岡 初子
呉商工会議所	佐藤 正則
呉広域商工会	住谷 秀治
日本労働組合総連合広島県連合会呉地域協議会	宗像 勇
呉市民生委員児童委員協議会	古江 由紀枝
呉市社会福祉協議会	河野 隆司
広島いのちの電話	永川 邦久
呉労働基準監督署	堀江 昭爾
呉公共職業安定所	木家 浩二
呉警察署	光重 真樹
広警察署	速水 仁太
呉市立中学校長会	宮内 雅美
呉市小学校長会	畠藤 晃

呉市保健福祉審議会答申

令和6年2月8日

呉市長 新原 芳明 様

呉市保健福祉審議会
会長 玉木 正治

「みんなでいのち支える呉プラン（第2次呉市自殺対策計画）」について
(答申)

諮問のあった「みんなでいのち支える呉プラン（第2次呉市自殺対策計画）」は適当と認める。

ただし、審議の過程で出された意見等を取りまとめ、次のとおり要望を付す。

《要望事項》

- 1 自殺の原因として大きな割合を占めている健康問題，なかでもうつ病などの精神疾患に関する対策として，自殺を考えている人が身近に相談でき，着実に専門機関につなげていくための環境整備や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発に取り組むこと。
- 2 「子ども・若者」の他，本市の自殺の特徴として掲げられる「高齢者」「生活困窮者」「勤務問題」「女性」に対して，各分野の関係機関との情報共有を強化し，これまで以上に密接に連携・協働して自殺対策を総合的に推進すること。

発行年月 令和6年○月

発行 広島県呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課

〒737-0041

広島県呉市和庄1丁目2番13号

TEL (0823) 25-3540 FAX (0823) 25-3888